

◎開議の宣告

(午前9時58分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合は最初一括して質問し、2回目からは項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことにいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

順番に発言を許可いたします。

10番、石橋明日香君の一般質問を許可いたします。

10番、石橋明日香君。

〔10番 石橋明日香君 登壇〕

○10番（石橋明日香君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

質問は三つです。

一つは、電源開発との電力自由化後の話し合いの進捗についてです。いよいよ来年4月から電力自由化が始まり、利用する電力会社を自由に選べるようになります。その前段階として今年の秋ごろから既存の電力会社・新規参入の電力会社がサービスの内容を公表し始め、予約受付が開始される予定となっております。今後、大きな水力発電ダムを抱える町として、町で発電した電力を融通してもらい取り組みは必至と思いますけれども、始まってから取り

組み方を考えるのではなく、当初から好スタートを切れるように今から準備をしてほしいと思っています。以前から進言しております電源開発との協議が現在どの程度進められているのかお尋ねします。

二つ。地域通貨の導入をシルバー人材センターの稼働と共に始めることについてです。現在、町で調査が進められているシルバー人材センターですが、県内では導入していない数少ない自治体の一つです。今後の導入は時間の問題と期待しておりますが、シルバー人材の活用と地域通貨の活用は非常に相性が良いと考えています。センター開所と同時に地域通貨の導入を考えてはどうかと思っておりますが、その検討の可否を問いたいと思います。

三つ目。町の新規建築物計画と既存建物の利活用を含めた全体計画についてです。町長は以前の一般質問において、町の全体計画はないと答弁されました。しかし、現在進行している役場新庁舎建設計画は、本当にこのままでいいのか疑問を感じています。中心市街地活性化計画をはじめとして、今後の道の駅のあり方、国道289号開通後の町中心部への道路誘導、将来不可避となるであろう小学校の統廃合後の校舎の利活用、旧只見中学校校舎の今後の活用方法など、すべて総合的に考えて進めていくべきことと考えていますが、そういう全体像も想定できないまま個別の事業を進めていることに非常に懸念を覚えています。こうした不安を払拭するような町長の首長としての強い理念とビジョンを、町の振興計画とは別の次元での話としてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 電源開発との電力自由化後の話し合いの進捗についてということですが、電力システム改革はご存知のように3段階ございます。まず第1段階は、広域系統運用の拡大です。これは広域的運営推進機関を創設し、地域を越えて電気を融通し、災害時などに停電を起りにくくするものであります。これは2013年の臨時国会に法案が提出され成立いたしました。第2段階の小売参入全面自由化ですが、これが今回のご質問にあたるものと思います。これは家庭でも電力会社や料金メニューを自由に選べるようにするものであります。ご質問は電力自由化と電源開発との協議の進捗についてであります。発電事業については届出制、送配電事業については許可制、小売電気事業については登録制に改められます。従来的一般電気事業や特定規模電気事業といった電気の供給先に応じた電気事業類型の区別がなくなることから、このように必要な規制を課されます。この必要な規制の

中で電源開発は小売電気事業に参入できる会社とはなっておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、電源開発との情報交換はしておるところであります。そして第3段階として送配電部門の法的分離、小売料金規制の撤廃であります。これは送配電網を誰もが公平に利用できるよう、電力会社の送配電部門を別会社化して、その中立性・独立性を高めるもので、小売電気料金の規制が原則なくなるというものであります。

次に、地域通貨の導入をシルバー人材センターの稼働と共に始めることについて。シルバー人材センターについては、現在その設立に向けて検討に着手しているところであります。次に、地域通貨については地域内の経済循環を活性化させつつ、地域経済の活性化を図る効果があるものと認識しております。また、相互扶助やボランティア活動を活発化させる、あるいは地域の文化的な伝統の継承にも役立てるなど、地域のコミュニケーションの醸成にも役立つものと受けとめております。そのうえで導入について考えた時、自治体自らが実施主体になることは、歳入歳出外現金の扱いに関する法律の関係から困難なものがございます。既に導入済みの地域通貨発行団体は、ボランティア活動グループやNPO、団塊世代の主婦や学生を巻き込んでいる団体、地域の共同体基盤を持っている団体が多いようであります。逆に高齢者が発行団体になると管理の面からも継続性の維持が困難になりがちと言われております。従いまして、導入の検討にあたっては地域通貨発行団体をどのようにするのが大きな課題になると認識しております。

次に、町の新規建築物計画と既存建物の利活用を含めた全体計画についてであります。只見町地域計画を平成22年12月に策定しております。対象施設は役場本庁舎、旧只見中学校及び只見総合開発センターの3施設です。それぞれの方針は、役場庁舎は現庁舎の同一敷地内に新築する。旧只見中学校は有効活用を図る。只見総合開発センターは解体撤去し、同一敷地内に可能な限り木材利用の促進を図る施設を新築すると定めております。これは只見町地域計画審議会への諮問並びに答申を経て策定したものであり、当然、議会にも説明しておるところであります。したがって、3施設についての考え方はご理解いただけるよう努めてまいったところであります。その後、平成23年7月に豪雨災害があり、より一層防災拠点としての役場庁舎の新築の必要性が高まってまいりました。加えてJR只見線の只見・会津川口間が依然不通のままで、全線再開通を要望する意味からも駅前を中心とした地域振興のあり方が、さらに喫緊に問われてきたという経過がございます。このような状況の中で、国道改良計画及び中心市街地活性化事業の対象団体の緩和措置等が重なったため、こ

れを好機ととらえて取り組むこととしたものであります。したがいまして、中心市街地活性化事業計画策定にあたっては、商工会を中心として町民の皆様並びに関係機関等のご意見をまとめていただいたものでありますので、しっかりと受けとめて町として取り組んでまいりたいと考えております。決して、議員おっしゃるような状況ではないと認識しております。この点に関し、より丁寧な説明が不足したために、相互の理解を欠いているかも知れませんので、今後はより分かりやすい説明に心がけてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） それでは、項目ごとに再質問をさせていただきます。

まず、電源開発との話し合いについてですけれども、まず電源開発は、小売電気事業に参入できる会社とはなっておりませんとのことですが、これ、現在、そう、たしかにそうなんですけれども、今後、将来においても、未来永劫そういう存在であり続ける予定ということでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 現在も、議員おっしゃる状況ですし、今、改正なされている法律の範囲内でも発電事業のみとなっております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） すみません。それ、答えになっていなくて、話し合い、情報交換されているところなんですよね。ということは、その情報交換の中で、今後、何かしら、なんとかして、只見町に、この水力発電ダムのお膝元である只見町に、何か貢献したいと思ったださることは確かだと思うので、何か、今後の法改正しだいによっては、こうこう、こういうことができるんじゃないかといったような具体的な話、今はできないけれども、こうなったらこうなりますよねというような話し合いはできると思うんですよね。そういったところで具体的にどんな話が進められているかということなので、可能性として電源開発も将来はこういう事業参入するかもしれないとか、そういった裏話的な話も、まあ、お聞きになっているのかもしれないですし、その辺りの話をお聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、説明したとおりでありますけれども、なお今、議員がおっしゃるような、ひとつの将来に向かっての可能性として、話し合いを進めてくださいという意向だ

と思います。今の段階では電源開発は、まだあの、自由化といってもですね、一般への売電は決定していない状況でありますし、おそらく今後、会社がこういった法律改正や、また現実的な流れの中で、当然、会社としてもどういうふうに対応していくかというのは、将来的にはあるだろうと思いますし、そういったことになれば当然、我々は情報交換しながら、その流れに応じた、何か可能性のあるものを探るための意見交換やそういったことは当然していかなくちゃいけないと思いますけれども、今の段階ではなかなか、状況的に言いましても、想定の中で、あれしましょう、これしましょうといったような具体的なところの相談まではできない状況であります。そういった今、議員おっしゃるような流れというもの、当然、生まれてくるでしょうし、生まれてきた段階ではきちっとタイミング的に捉えながらですね、電源開発とも話し合いをしていかなくちゃいけないというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 私が町長に期待しておりますところは、今、いろいろ、法の壁ですとか、また電源会社さん、事業主体としてどういう会社に今後、事業参入していくのか。民間会社のことですから、こちらからどうのこうの言うあれはありませんけれども、ただ、その町としての想い、町長としての想い、是非こういう方向でなんとか持っていきたいんだ。何年かかってでも、いつか、こういう状態が整った暁には、こういうふうにしていきたいんだ。だからなんとか、電源開発さんとしても会社としてそういう方向にもっていけるよう、上のものを説得して、こうこう、こういうふうはこの町に協力したいと思っているし、こっちもそういう要望きているから、こういうふうに動いてほしいと言われて、自分達も是非協力したいんだと、社内で協議が進むように、とにかくその熱意、熱い想い、その理想を語っていただきたい。今、そのための話し合いをどこまで進めて下さるかなんですね。なので、今、足元で、その、現状、法律がこうだから、ああだから、これ以上話を進めても、どうせ前に進まないからって、なんかあきらめたり、軽くするのではなくて、将来に向けて、どれだけ想いを伝えられるか。その熱さ、情熱だと思うんです。それを、そこを是非、し続けていっていただきたいなと思うんです。只見線も同じですけども、いかにその地元の人達の熱い想いを伝えるかっていうの、絶対ではないですよ、相手が決めることですから。でもやっぱり、人の心っていうのは、相手の情熱や、熱さ、理念、そういったものに動かされるものだと思いますので、今できることってもうそれに尽きると思うんです。私もこういった法の壁ですとか、現実問題、ここに書かれているとおりというふうに認識しております。それで

もあえて、話をどこまで進めているのかと再三問うのは、その部分であるということのを了承していただきたいなと思います。なので、是非、そこ、熱い想いを今後も伝えていくという、町長の固い決意を最後にお聞かせいただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 電力自由化に伴う流れに沿った電源開発と只見町の関係については、引き続き、議員がおっしゃっているようなことも踏まえてやってまいりますし、当然、今も、またこれまでもそうでしたけれども、そういった電力自由化ばかりじゃなくて、豪雨災害もありました、不幸なこともありましたけれども、やはり引き続き、これから長い期間、電気事業をやっていく会社であるわけですから、地元企業としても、今後の只見町のこういった少子高齢化であったり、地域の抱えている課題は、会社としても、この地元で、電気事業を展開していく会社としても、そういう運命共同体的なものの認識は持っていておりますから、常にそういったことの話の中で何ができるか。また、我々も要望もしていきますし、またそれに電発も応えていただけるように、十分、常日頃からの話し合いの中で、今おっしゃっていただいたことも含めながら、且つ、併せて、その他の課題についても、地元企業としての連携を、町と行政体としっかり取り組んでやっていくという、そういう認識を常に訴えかけ、こちら側の考えも申し上げ、また企業側の意見も十分吸い上げていくといった形にこれからも引き続き努力してまいりますということだと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） ありがとうございます。

これに限らずですね、法律や規制等々の壁を、障害としてあきらめるのではなく、常に理想ありきで、こうしたい、じゃあそうするためには何を変えていけばいいのか、何を変えていくために働きかければいいのかという視点で、行政行っていついていただきたいなと思っております。

次の質問にまいります。地域通貨の導入の件、以前にちょっとシルバー人材センターの今後の設立においてちょっと質問したいと思うんですけども、まず、現状、社会福祉協議会に丸投げしている状態のように感じるんですけども、実際、どうでしょうか。何かしら、当局のほうで関わっている。あるいは今後、関与していく。人材を誰かしら派遣して指導する。協力する等々の予定があるかどうかお尋ねします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 昨日の一般質問でもお尋ねございましたけれども、基本的には補助事業というような形でありますので、主体はあくまでも社会福祉協議会という形であります。それに関して、まったく、その協力をしないということではなくて、連携を深めて協力をしていくと。お互いにその情報交換なり、今後のあり方を検討していくという考えではございますけれども、その補助事業という観点からしますと、お金を出した団体に対して、さらにその事業の手助けをするというのも、ちょっと、行き過ぎると難しい面もありますので、その辺は主体的にやっていただく部分はやっていただくというあたりを明確にしながらも、当然その、後方支援、側面支援、そういったものはやってまいりたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 何故このような質問したかといいますと、現在で、昨日の話では、事務局長1名と臨時事務員2名。実質、この3名で動かすことになると思うんですけども、現在の事務局長は今年、今年度に入って就かれたばかりの方。そして、臨時事務員も1名は5月から。もう1名は最近の8月から入ったばかりと。この3人が全員新しい人達なんですね。前任の事務局長さんは40年近く職に就いておられた方だと認識しておりますが、そういったあの、内部の事情をよくわかっている方が新しい新規事業とりかかるといふのであれば、まあ余裕があるのでできるかなと思うんですけども、現状の3名ですと、新しい人達ばかりなので、社協といたしましても、金婚式、配食弁当、ヘルパーさん対応、老人会、民生員対応など、やることが山積みなわけですよ。そういった業務に現時点で慣れるのにもものすごく大変な思いをされていると思うのですけれども、ここにおいて、シルバー人材センター、やってくださいとお願いしたのは町のほうなのかなと思うんです。社協のほうからやりたいから、どうか補助金くれという流れだったとは認識しておりませんが、町のほうでやってくれと社協にお願いした限りは、勿論、今、課長がおっしゃったことはわかります。わかりますけれども、できるだけ協力、連携していくというお話でしたので、へたにその、命令口調的にあし、こうしろというふうにしろという意味ではなくて、あきらかに不慣れな人達で運営している中で新規事業を始めようとされていますので、そこはなんとか、補助、補助といひますか、人的、アイディア的、アイディアは当然、社協の方達でねっていただくので良いと思うんですけども、その事務作業的補助といひますか、いろいろ、その流れですとか、そういったところ、戸惑っているのではないかなと想像するんですね。実際、今年度中に立ち上げるというのは具体的にどういったところまでを想定されているのでしょうか。例えば、人

員、登録人材を募集するところまでを年度内にするための100万円なのでしょうか。その100万円、補助金の100万円でどんなことまで立ち上げるために出したという想定なのか教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 社会福祉協議会の体制。たしかにあの、ベテランの職員はいない状況でありますので、そういったところも含めて、協力をしながら、なんとか順調にいくように進めてまいりたいと思っております。例えば9月の末に先進事例の聞き取り調査、視察に行くわけなんですけど、湯川村さん、会津坂下町のほうにお邪魔させていただくというように、自治体同士でまず連絡を取ったほうが、そのやりとりがうまくいく部分もありましたので、こちらのほうでアポをとって、それで社協さんのほうにお話を繋いでといったようなことで、その立場立場によって、支援できるものはやったうえで進めてまいりたいと思っております。今後ですけれども、法人の設立をなんとか年度内に実現をしたいということで取り組んでおまして、それに向けた工程、こういったような手順で、どのぐらいの期間をかけてできるものなのか。そういったところをまずは調査をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） ありがとうございます。

法人の設立を年度内にとということで、それに向けた工程等示していただけるとのことなので少し安心しました。そこまであの、社協内の人間が対応しなければいけないとなると、何をどうしていいのかわからないところ、何かから着手していいのかわからないところ、きっと、その暗中模索状態になってしまうのではないかなと想像していたので、そのあたりを指導していただければ、きっとこの三人でも対応していけると思いたいと思います。

それでですね、この地域通貨なんですけれども、何故私が今回それを、ここで提唱したかといいますと、これ、一旦、立ち上げてしまっただけで、普通に通常の日本円でのやりとりが始まってしまうと、もうたぶん、取り返しがつかないといいますか、今さらそこで地域通貨を取り入れようとしても、たぶん、もう手遅れになってしまうのかなと思ったので、今こそ立ち上げるこの時点で決めるのが一番のタイミングなのではないのかなと思ったので、ここであえて提案させていただきました。何故、これ、シルバー人材センターと相性が良いと私が思うかといいますと、この元々、この町内で、高齢者の方々ないしは高齢とはいっても元

気で、いろいろお手伝いができるような人達、元々、ご近所でも助け合っていたり、頼まれればやっていたってというような気軽なことですら、無償ないしは有形無形での御礼等々、あるいは人間関係の構築上等々でやっていたことを、あえてそこにお金が介在すると頼みにくいところが、地域通貨という形で、地域で使える通貨という形で流通し出すと、とてもその、お願いしやすくなったりするのではないかなと。あるいは今まで、無償でお願いするつてがなかったとか、人付き合いがいまいち苦手だったとか、というような人でも頼みやすくなったりするのかなと。そういう中で、これまでお金をもらってやってなかったもの、地域通貨だったら受け取りやすいという人も多いのではないかなと想像するんですね。以前、私あの、自分で町内でフリーマーケットに出店させていただいたことあるんですけども、その時にも思ったんです。こういうのこそ地域通貨があったらいいなと。本来、昨日の町長答弁でもいくつかの質問において、町内での消費が外に流れていると。車社会になって、どんどん、外のお店に買いに行ったり、ネットで買ったりしてしまう時代がきてしまったというふうにおっしゃっていましたが、たしかにそうなんです、今、町で発行されているプレミアム商品券と同じように、あれもすぐ売り切れてしまいますよね。数が限られているということもあるんですけども、少なくとも、その程度、町内で消費する先はあるわけですよ。町内でしか使えない通貨であっても、それを持っている限りは、じゃあ町内で使えるところで使おうかなっていうモチベーションになると思うんです。これあの、どこでも使えるお金だったら、いつかどこかでほしい物を買うためにと思うかもしれないですけども、町内でしか使えない通貨であれば、町内で使える先に需要ができたとき、ああ、使おうって、その町内で消費するモチベーションに繋がると思うんですね。プレミアム商品券。それはそれで、私、まったく否定するものではございませんけれども、あれがとても残念なのは、町で予算を出して、それを一回使い切った時点でおしまいという、通貨じゃないわけですよ。あくまでも商品券であって、使い切ったらおしまいと。お金として循環しないんですね。だから、地域経済、一時的な消費喚起はできますけれども、繋がっていかないんです。次に。こういったところ、何で消費が外に流れてしまうかという、消費するに値する魅力的なお店がないからなんですよ。もうそれはある程度仕方がないと思います。消費する、人口も少ないですし、それを、そういった魅力的なお店をつくっても、なかなか消費してもらえない。利益にならなければお店もできないっていう悪循環の中でどうしても仕方がないですけども、最低限、生活するうえで町内になければいけないものを、ものやサービスを販売している先

は町内にあるわけです。なので、そういうところで、少なくとも地域内で、もっと、地域で、只見町内で消費しようと思うモチベーションに繋がる。そしてそれがお金として、一回使われても、それがまわってまわっていく、その地域通貨を導入するのは、これ、シルバー人材センターという何かしらお手伝いしたらそれに出す、発行するという、この循環ができると、これ、シルバー人材センターに関わらず、ほかでもいろいろ町内の取り組みとしてできるんじゃないかな、何か健康増進策等々出てきた時に、こういうイベントに参加して体動かしたら、地域通貨がいくら分もらえるよとか、そういうモチベーションに繋がったりとか、いろんな使い方、活用の仕方あると思うんですね。

ここであの、町長の答弁の中に、自治体自らが実施主体になるのは困難だというふうにおっしゃっておりますけれども、実際にはやっている自治体はないわけではなく、できないわけではないと思っています。別にあの、かといって、町内の民間のボランティア活動グループとか、NPO団体ですとか、民間のほうからそういったものを立ち上げて始めるも有かなとは、私としては当然思っておりますけれども、少なからずそれを発行するためには、やっぱり予算がかかってきてしまうので。使う場所も、もし、私が今回、提言しているシルバー人材センターの稼働と共にスタートしてみたいとなると、やはりこれは、ここを通して何かできないかなと。勿論、社協の方々のアイデアで始めて下さっても、それができるのであれば、問題ないんですけれども、いいんですけれども、そこから何かこう、町内にいろんな形で広がっていく形をちょっと模索できないかなと。いろいろ問題点とか、あと仕組みを考えるのに、いろんな方法があって、地域通貨と一言でいいましても、いろんな事例を研究すれば研究するほど、いろんなやり方があって、またいろんな問題など、長所と短所と、一長一短なところもあったり、いろいろあると思うので、こういったこと、是非研究されて、そのうえで、何か是非こう、人材センター開始と共に、そういった取り組み始められるように、是非ご検討いただけないかなと。せめて、この町内、県内でも、もうこのシルバー人材センター立ち上げるの、最後のほうになってしまっているぐらいですので、であれば尚更、ほかではやっていない取り組みをしてみたらいいんじゃないかなというふうに思うんですね。今回、総務厚生常任委員会のほうで視察に行った先で、ちょこっと、こういった仕組み、もう何年も運営されているところで、そういった地域通貨の導入、どう思っている話、ちょっと聞いてみましたところ、それ、すごく良いかもしれないというふうにお話されていたところがありました。それはあの、やっぱり、直感的に相性が良いなと思ったと思うんですね。

なので、是非これあの、ただ、他と同じように始める、先進事例を学んで、同じような組織をつくるのではなくて、ちょっと只見町として、是非その、町長もおっしゃっているように、地域でお金がまわっていく、経済がまわっていく循環をつくらなければいけないとおっしゃっているわけですから、そういったぐらいの取り組みをしてみてもいいんでないかなと。それ、うまくいかなかったらいかなかったでいいと思うんです。けれども、やらない前にあきらめるよりは、まずやってみて、やりながら考えるということで、ちょっと、ご検討いただけないでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 地域通貨の立ち上げというところでありますけども、地域通貨自体、シルバー人材センターと共にという発想、アイディア、大変良いアイディアだというふうに思っておりますが、先ほどありましたその、マンパワー的なその、現実的な対応が、ちょっと、不安要素かなと思っているところあります。

それともう一つ、シルバー人材センターに関わる方々の間でしか流通しないものにしてしまうよりは、別途、別な形でその、広く町内に行き渡るような地域通貨の仕組みをつくったうえで、それにシルバー人材センターのお金の支払の代わりに活用していくといったような形のほうが、普及していくのかなというふうに思っておりますので、一緒に検討というよりは、別途検討するようなことを、議論していく必要があるのかなというふうには、今、現時点では思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 私もできることなら、それが一番良いなと思っております。たまたま、この地域通貨導入っていっても、どこから始めていいのかわからない中で、それをとっかかりにできたらいいのかなと思ったので、こうした提言をさせていただきましたが、全町的に、あらゆるところでそれを適用できるべく、別途始めるのであれば、私はそれは大賛成です。先ほど、新しい人、三人でまわしている社協に不安を覚えるっていう話をさせていただいたのも、私がこういう、さらに面倒くさいことを上乘せして提言する限り、そういう状態で新しいことを言ってしまうといいのかなっていう懸念もありましたので、そのような質問先ほどさせていただいたんですが、要は、いろいろ町内で、なにか、なんちゃら教室ですとか、振興センターで行なっていますよね。そういうところでの、ちょっとしたカルチャー教室等々での支払い、募集出しですとか、本当なんか、あらゆることに適用でき

て、そういう、これまでお金には換算し難かったけれども、こういうのでだったら出せるかなというものに対して、町が一時的にこう、最初、発行費用さえ負担していただければ、あとこう、勝手にまわっていく。あと町内の業者のご協力も必要になりますし、見た目の経済指標には表れないお金の流れが出てくることになるので、決してその、表向きの何か、経済が数値的に上がるとか、そういうことに繋がるわけではないですけども、あきらかに町内の活気が生まれる流れができていくのではないかなというふうに思いますので、是非、ご検討いただきたいと思うんです。最後に、町長、このことについてどう思われるか、ご意見ください。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 地域通貨の有効性とその意義は、私もあの、理解はしております。社協と絡めての提案ではありましたけれども、社協自体が新しく人的体制も変わりまして、そこで、あえてその、この不慣れなところで、またシルバー人材センター持ち込んで大丈夫かという心配もしていただきましたけれども、あえてまた人が変わった流れの中で、新たな業務の使命というか、従来できなかったものを、かえって不慣れ、社協の事業も不慣れけれども、社協としての、やっぱりこういったところの分野にもやっぱり目を向けてもらえたらなという想いがあって、お願いするという経過があったということでございます。それで今、社協自体、とにかく、先ほど課長が言ったとおり、ちょっと、なかなか難しい、体制的にもまだ心配なところがある中では、支援をしながら立ち上げていくということ、まず第一義的に目的にしていきたいということでもあります。そして、逆にですね、この地域通貨立ち上げることのほうが、おそらくちょっと時間かかるんじゃないかなと。今言ったその意義を十分理解したうえでも、逆にそういった地域通貨に対する理解と、そしてその有効性を、その利用する地元の町民の方々、そしてまた、それを良しとしての業者の方々の賛同や理解もあるわけだし、地域通貨発行、その当時の、当初の財源的なものは、町でそれは考えられるとしても、やはり運営や運用というものを対した時には、今言った、それこそ本当に、どういう、それを運営していくのか。団体かな。そういったことを立ち上げていくのに、それなりの理解をしていただけるための努力や話し合いの場、そういったものが大事かなというふうに思っております。逆にこういう取り組みに対しては、やはりあの、かつてあの、議員が、石橋議員がですね、フリーマーケットやったというお話ありましたけれども、そういう経験や知見を活かしながら、またそういった中でできた人間関係、友達等々の中でも、ひとつあの、

今こうやっておっしゃっていただいたようなこと、理解を深めていけるような対話をしていただいたり、そんな流れの中で、また行政もいろんな面で側面的にこの辺の話が進んでいく、仲間作りもしていき、こういったことでやっていく、可能性も芽生えてきたとか、普段のですね、議員のそういった知見を活かした取り組みを、地元の中でさらに普及、浸透していきけるような、ひとつそういった努力というか、大変、仕事も持ちながら、また議員という職務も持ちながらということですが、こういう取り組みはかなり、石橋議員のほうが、相当の、知見というかな、いろんなあの、なんていうのかね、知識、情報も持っておられる。そしてまた、培ってきた町内の人間関係を活かしながら、これ、立ち上げにも、ひとつ側面的にまた、議員の立場からも応援していただけるような関係の中で、ひとつひとつ積み上げていければ、実現していくのではないのかなというような想いで今聞いておりました。有効性は十分、私も理解はしております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） そうですね、これあの、きちんとした仕組みを考えることには、それなりの時間やアイデアを要すると思うので、すぐにはいかないかもしれないですけども、でも、私が考える限り、やろうと思ったら、とりあえず身近なところ、1箇所発行でもいいんですよ。これ、ここでしか使えないよ、ぐらいの軽い気持ちでやるものでもいいので、やってみるといところから徐々に広げていくっていうのが、事業のあり方かな。すごく、いろんなところで使える前提をばっと揃えてから始めようとなると、ものすごい時間もエネルギーもかかりますけれども、これ、あらゆる新規事業に言えることですが、ものすごい完璧を目指して、完璧な、100パーセント完璧な状態で始めるのではなくて、やはり、足元でできるところから少しずつ大きくしていくっていうのが、その時期を逃がさない、好機を逃がさないで物事を始めて大きくしていくのに一番最適かなと思っております。私の経営者としての経験上も、常にそういうふうに思っています。なので、どこから始めるか。社協でやるのか。あるいは町全体の取り組みとして始めるのかは、当局のほうに委ねますし、あるいはこういった話をきっかけに民間のほうでそういう話が出てきた時に、町で補助するというのも十分有りなのかもしれませんし、そこはあの、ちょっと可能性として少なくとも社協のほうで、こんな話が出たといところ、ちょっと、どうかなと振ってみるぐらいのことはちょっとしていただければなというふうに思います。是非あの、念頭に置いていただいて、これ、全然あの、やって損することではないと思いますので、何かしらの取り

組みを始めていただければというふうに思います。

次に移ります。町の新規建築物計画についてなんですけども、私、最初にお断りしておきますけれども、決して、新庁舎建設に反対というわけではありません。そうではなく、私がこの町全体を俯瞰した時に、なんとなくこの、今回、いろいろ、入札不落等起こって、ちょっと一旦足踏みした段階で、それまで私は、いろんな意味において、新庁舎建設、大賛成だったんですけれども、やはり、当初ですよ、本当の当初に立ち返ると、これまで新庁舎建てるにあたって10億円の基金を積んできていて、10億円ぐらいの予算で建てるというふうなお話だったかなというふうに思うんです。でも、実際いろいろ積算してみると、14億円ぐらいかかるということで、仕方ないかなというふうな形で今に至っているわけですが、今後ですね、たとえ今回、2回目の入札でGOサインが出て、でも今後またいろいろ、昨日も総務課長おっしゃったように、資材額の高騰等起こりました暁には、プラスアルファが生じる可能性を否定しておりませんよね。それも、だから補正をお願いしますと議会にお願いされれば、それを途中までもう、予算出しておきながら、そこで事業を止めるわけにもいかないで認めるしかないという流れになっていって、結局、なんか、最終的にかかるお金、今後、外構費ですとか、備品等、お金かかってくるころは確実にあるので、じゃあいったい最終的にどれぐらい、最初の1億円の経費、合わせて、現時点で15億円かかる予定なわけですよ。最終的にどのぐらいまで膨れ上がるんだろうというところが、町民、すごく気になっているところだと思うんです。私はそのお金のことよりも、新しい庁舎を建てることによって齎す好影響について、すごく私自身は注目して賛成してきたわけなんですけども、その、主な理由としては、やっぱり老朽化して見た目も悪いただけじゃなくて、防災拠点にならないといったところがやはり大きいのかなというふうに思うんですけれども、その原点に立ち返った時に、じゃあ、今後、昨日の話にもありましたけれども、3年後には朝日小4人、入学者、新入生。さらにその後、只見小では二人みたいな状況になっていく中で、小学校の統廃合って、私、こういう話してしまうと、あまり口にしては言いにくいことなのかな、皆さん、と思うんですけれども、いずれ免れないんじゃないかなって正直思うんです。現実問題として中学校統合されてしまいました。最後の砦なわけですが、現実として考えないわけにはいかない。そこを無視して、なんとなくその時が来るまで、気づかないふりをしてようっていうわけにはいかないんじゃないかなと思うと、万が一ですよ、それ、統廃合することになった場合、今ある只見小学校とか明和小学校をどういうふうに活用するのか。

ただでさえ、ここの只見中学校、旧只見中学校も、今日も答弁の中で、只見町地域計画において、旧只見中学校は有効活用を図ると2番目に書かれておりますけれども、どういうふう
に有効活用する予定なんですか。それからその、万が一、小学校の統廃合が起こった時
の、後の利用方法まで想定されているかお尋ねします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、庁舎建設に絡みまして、小学校の将来の統廃合も含め、心配だとい
った中で、その視点も入れろというお話でありましたが、今、私達が第六次振興計画終わ
り、また七次振興計画と併せて地方総合戦略を今検討しているわけでございます。その中
の一番のやはり重点課題は、人口減少に対しての少子化対策ですけれども、当面まだまだ、
人口減少するとしても、やはり持続的にこの社会が成り立っていくための次の世代をどう確
保していくかが一番大事な視点だろうなという想いで、そういったところで今、町の将来を
考え、そして施策を体系的に組み立てているということです。そういったことを踏まえれば、
当然、私達が今、努力すべき事と視点は、小学校も、当然、それは将来、またさらに子供の
数が減れば、そういった課題は念頭にも、頭にもありますけれども、今、私達が取り組むの
は、私の町長としての今、考え、想いというのは、この3地区の小学校ぐらいは是非とも確
保していきたい。持続していきたい。そのための有効な少子化対策であったり、子供に対
する、また若者の世代に対する支援なり、そういう可能性をどうやって、産業振興も含めな
がら、やっていくかということは今これから皆さんと一緒に議論しながら、町民理解の中で
進めていかざるを得ないんだと。いや、進めていくんだということが大事だろうというふう
に私は思っております。

今、この庁舎問題を、この段階での小学校の統合問題まで含めて、ということの、一見、
論理としては、なるほどと思いつつも、やはり、今、私達が目指すべき社会と、そして今、
喫緊の役場庁舎の、5年も取り組んできたその重要性和喫緊性そのものは変わらないわけ
ですから、ここのところは理解していただいたうえでご議論いただければなど、そんなふう
に思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 何故私がこういう話をするかといいますと、例えば、30年前で
すね、私自身、生まれたのが第二次ベビーブーマー世代で、非常に生徒数の多い時代に育ち
ました。それで、東京でもですね、高校の数が足りないということで、当時、新設校がいく

つかできたんですね。ただ、ただ、当時の知事は、そうは言っても、今後、その後は少子化が待っているということを予期してですね、30年前にですよ、それを、新設校を造るのに、新設校を造るけれども、こうこう、こういう状態になったら、それは老人ホームないしは介護施設に転用していくという前提を作って建物を建てました。現在はどうなっているかと言いますと、当時、私達にとって新設校だったその高校は、全て老人ホームになっています。東京でもそういう状態なんです。しかも30年前にちゃんとその未来を予期して建物を建てているんですね。今の只見小学校は、14・5年前ですか、建てられたの。当然、町の将来としてそういう可能性って予期して建てているのかなって想像するんですけど、たぶん、そうじゃないと思うんですよね。今後の建物、これから建てていく建物においても、未来永劫、存続しておかしくない建物についてはいいですけども、そうじゃないものに関しては、やっぱりその後、こうなったら、こういうふうに使っていきけるっていう余地を残すような建方ないしは使い方を予期した町の全体計画っていうのが必要なんではないかなってすごく思うんです。私はふと、これ、あくまでも私、個人的な考えですので、押し付けるわけにもいきません。なにをいまさらっていうふうに思われるんだろうなとも思うんですけども、こうやって、ちょっといろいろ、入札頓挫した中で、私個人的にふと思っちゃったのは、只見小学校、もしかしたらすごい、新庁舎に転用するのは最高なんじゃないかな。防災拠点としても最高だし、実際、私、避難生活、体育館で送ったし、広い駐車場も確保できるし、建物も木材豊富に使っていて賞も取ったことがある。なんか使い方も庁舎の転用としてすごく広々とした空間がたくさんとられていて、なんかこれ、庁舎転用するのに最高なんじゃないかっていうふうに正直思えてきちゃったんですね。そうすると、そんな中、もしかしたら20億円ぐらいかかってしまうかもしれない建物を新しく建てるぐらいなんだったら、そういう転用の仕方もあるんじゃないかなって、町長のね、その3小学校ぐらい残したいっていう気持ち、すごくわかります。私も本当だったら、それが一番できることなら良いと思うんですけども、ただ、生徒数が少なくて、複式学級ばかりになったりする中でも、あえて小学校を維持する意義ってどこまであるのかなっていうのも考えるんですね。ある程度やっぱり生徒数って集まっていたほうが、いろんな課外活動、部活動、していても楽しいし、刺激もしあえますし、少なすぎるぐらいなんだったら、統合の道も考えなくはないっていうふうな考え方のほうがいいのではないかなというふうに思うんです。ただ、決してね、町長が、いや、もう何が何でも、そういう生徒減少すら起こさないように、人口増を図るべく、もう確固たる意

志を持って、人口増を図るんだと、強い熱意を持って語るのであれば、もうそれは、その限りではありませんけれども、少なくとも最近までの町長の答弁聞いている限りでは、まあ、もう人口減は不可避であるという前提に立って物事を考えてらっしゃる価値観をお持ちなのかなというふうに思っているんですね。なので、ちょっと、ふと、これ、あくまでも本当に個人的なアイデアですし、あれですけども、要は、そこに始まってですよ、別にそういうふうにしていくというわけじゃないですけども、一事が万事、そういうことなのかなと。町内にある建物を今後どういうふうに使っていくのかということにまで想いを馳せながら、新規建築物を造っていかないと、取り壊すにもお金がかかるし、もったいないですし、本当そう思うんです。今、その全体を考えずに、ひとつ今、これが必要だからって始めちゃったことを、後で整合性取れなくなっても、今必要だから、必要だからって、手前のものを造って、後で、あれってなるよりは、最初にまず全体を俯瞰してみて、何が必要なのか、あれは何に使えるのかといったところを考えて、ものを建てていかなきゃいけないのかなと。町民が今不満に思っているのも、そういったハードなものばかり建てるのではなくてと、将来世代の方々が非常に不安を感じているのはそこなのかなというふうに思うんですね。だから、もし、そうじゃない、今、町長が目指している方向を堅持するのであれば、そういった考えを持っている人達をも凌駕する強い、熱い想いをきちっと語ってコミュニケーションをとっていかないと、なかなか、そういった不満要素って言うのは消えないのではないかなというふうに思うんですね。例えばその中央市街地活性化計画。これも、商工会に丸投げというわけじゃないかもしれないですけども、全部、一任して、返ってきた計画を見ると、まるでその、デザイン、すごい、まるっきり国道から見えなくなってしまうような位置に道の駅が建てられるようなデザインになってますよね。とか、私これを、町は受け入れるのかなって、すごい不思議に思うんです。先ほどの町長答弁だと、なんか、ちゃんとそれを考慮していくようなことをおっしゃっていたので、本当かなと。あの計画はちょっと気にいってないんじゃないかなというふうに想像するので、今後、文句を言って協議していく段階に入るのかなとも思うのですが、そもそも、そういう策定するのにね、1,000万近くのお金を使っているわけですよ。そんなふうな感じになる前に、何故もっと、この新庁舎、こういうふうに住てるから、こういうふうには最低限してほしいようなことを事前にコミュニケーション上行って、中心計画立てるべきなんじゃないかな。そもそも、新庁舎を建設するにあたって、もうどうせそこ、中心市街地、きれいに整えようっていう考えが念頭にあったので

あれば、それを前提に庁舎も計画立てるべきだったし、駅舎も新しくするんだったら、そこも含めて、全体の中で考えていかなければいけないことなんではないかなとも思うんですね。決して、私、皆さんやろうとされていることを否定したり、邪魔したりしようとしているんじゃないですよ。この町の将来を憂いているからこそ、本当にそれで大丈夫なの、もっと全体を見て進めていかなきゃいけないんじゃないの、っていうふうに思っているんです。町長、今、始めてしまったことをとにかくやり遂げたいっていう気持ちも私すごくよくわかりますが、その全体を俯瞰した中に今を位置付けているのかといったところをもう一度確認したいんですね。少なくともここの旧只見中学校を将来、どういうふうに転用するのか。以前、ブナセンターのサテライトオフィスみたいにするようなことまでしか、私は聞いていないんですけれども、それにしても、それにしてもあまりにも広すぎるのではないかな。もっとほかに使いようがあるんじゃないかというふうに思うので、もっと詳しく、ここをどのように活用していくのか、具体的な話をお聞かせいただきたいのと、小学校は統廃合したくないと、しないという町長の前提を、私は評価しますけれども、でも、万が一、そうなっちゃった場合、それが不可避な時代がきてしまった場合は、どうするのかというところまで、ちょっと想像してお話いただけないかなと思います。最後をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まず私の考え方が人口減少が当たり前だと思っているというふうにあ、捉えられているようですが、そうではありません。人口減少は認めざるを得ないというのは、高齢化した、今、自然減少で減っていく分は、これはしょうがないですよという話。毎日毎日、訃報の連絡きます。そのうえで次の時代を担う子供達や若い世代をどうするかということには、精一杯力を入れてやっていかなきゃいけないということであって、客観的な数字だけが減っていくことはしょうがないと。そのうえで我々が目指す、残すべき次の世代や子供をどうするかということを実際に今後の課題として取り組んでいかなきゃいけないということのわけなんです。でまあ、私としては、自分が町長の間は小学校統合問題はたぶん出ないと思います。私の口からは。いろんなそれは、子供の教育、全般的なその弊害が、少子化によっての、これ、誰しものが認めざるを得なくなれば、それはあの、考えざるを得ないということだろうと思いますけれども、先ほど言ったような形の中で、ありとあらゆる手段をとりながら、少なくとも、今、山村留学の高校生対策もやっているけれども、小中学校も含めて、なにかしらの只見というこの地域の教育環境の中で、外部からの導入も含めながら、

そうした、その必要な環境整備はどうなんだろうといったようなことも含めて考えていくことが大事だろうなというふうに思います。そして当然、こういう人口減少の時代ですから、次の財政負担、国の財政状況を見ても、楽観できる状況ではありませんから、我々も当然、これから用意していく施設整備というのは、それは念頭に置いてやらなきゃいけないことは当然のことです。そういった流れの中で、ただ、今、議員がおっしゃったように、ひとつその人口的な、数値的なもので、そしてまたその施設の、いろんな、今ある施設の利活用ということを含めた全体計画、将来展望ということだろうと思いますけれども、今、学校教育に、ひとつあの、絡めておっしゃいましたから、教育だけはなかなか、今言ったように、その数と人数の問題だけで私は論じきれないものがあるということのわけですから、そういう意味では機能性とその数値だけでその、当然、いろんな、今ある施設をどう活用していくかということは念頭に置きながらも、学校統合問題そのものは、やはり別途、私はここはひとつ、頑張っていかなきゃいけない大きな課題だろうなというふうに思っております。

そしてあの、すべからくいろいろと、この庁舎問題がスタートしてからもう5年ぐらいになりますけれども、当初、それは全体計画の中で示して、そしてそういったことは審議委員会の中でも、最初の答弁で申し上げた経過がございます。当然その時もここをどういうふうに活用するかといったような、粗々のまた素案であったり、提案であったりしたものはありましたし、それがただ、一杯にまた豪雨災害があったり、いろんな経過があって、とりあえず、いち早くやはり、役場庁舎を、震災もあった、災害もあったという流れの中で、全体計画の中で位置づけながらも、当面の、着工しなきゃいけないのは役場だということでここまで進んできたというこの流れはご理解いただきたいし、絡みでの中活法の問題でも最初のお話で今申し上げたとおりでございます。やはりあの、中活の、商工会が中心になっている中活法の推進についても、この役場庁舎の位置付けに対しても、当然、役場庁舎に取り組んできた経過と現状を踏まえながら、中活法の中でも盛り込まれる素案の中でも考えていただきたいということを当然申し上げてきたところであります。一方では、中活法自体も、先ほどもあのままの素案の中で、町長、そのまま鵜呑みにするのかというようなお話でありました。そうではありません。また今年一年かけて、あれが本当に実効性に移っていくための細やかな、細かな精査もしなきゃいけないし、本当にあれでいいのかどうか。本当に実行できるのか。また、誰がやるのか、どうするのか。地域内の商店、個人商店含めて、それ、みんな賛同してどういう参画していくのか。そういったことを含めて改めてですね、あの素案を通し

て議論するのが今年一年の大事な時期だろう。そして、まとまってきたものに対しては、町としても、町長としても、一生懸命支援していく。当然、その会の中には、担当職員も入ってますから、踏まえながら、改めて、昨日の中活法の全体の説明を観光課長が説明したあの流れと趣旨に沿って、きちんとその性格、26年取り組んだ成果を、引き続き活かしながら、災害復旧も含め、JRの復旧も含め、そして町の今疲弊している個人商店やそうした人たちが道路改良に即して、自分達のこのエリアをどうしていくんだという、その主体性を持った覚悟と計画がきちっとできあがってこなければ、ただ単に町がポコンと道の駅的な施設を造ったからといってうまくいくか、いかないかは、これはこれまで道の駅の構想の話をしてきた流れと同じようなまあ、二重の話に重なってしまいますが、そこを今年一年しっかりと詰めていただいたうえで応援していくということだろうと私は思っております。当然、議員が各、大きな立場から、過去のこれまでの経済成長から、成長が止まって人口減少になっている社会を迎えて、特に過疎高齢化が進むこの町にとって、やはりこの施設整備はとても大事なことであるし、とてもその楽観的な従来発想ではできないんだということの懸念は受け止めながらですね、ただここの役場庁舎だけは、始まったからもう後戻りできないとか、やらなきゃいけないんだ、そういうことではなくて、実際、これをこの事態は、必要に、現実的に今まで取り組んできた、議員の皆さんとも話し合ってきた経過はもう当然、議員にもご理解いただいていると思いますので、役場庁舎はこの前、昨日も説明させていただいたような考え方で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 質問時間は60分になりました。

○10番（石橋明日香君） ありがとうございます。

○議長（齋藤邦夫君） これで、10番、石橋明日香君の一般質問は終了いたしました。

7番、酒井右一君の一般質問を許可いたします。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 質問の前に、質問に要する資料を配付していただきたいので、議長の許可をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

〔7番 酒井右一君 登壇〕

○7番（酒井右一君） それでは、通告に基づきまして、一般質問を申し上げます。

人口減少と少子高齢化が止まらない町の将来についてというタイトルです。

1、国が主体的に進める地域創生の推進は、本町の課題解決にあたり、どのような効果が期待されるか。課題というのが重要なんですが、改めて確認しておきたいと思います。また、その当該交付金を受けて町が行う施策・事業で、平成27年度以降に見込まれるもの、それは何ですか。そのうち次の3点についてはどのような施策事業がありますか。人口減少対策、高齢者の生活支援対策、少子化対策。なお、6月議会で私の質問に際し答弁された只見町の地域創生事業5事業について進捗状況を伺いたい。

2番。去る6月会議の一般質問で求めた以下の3点セットについて、実施するもやぶさかではないと、町長答弁がありましたが、どのようにされるのかお伺いしたい。①・②・③番、記述のとおりであります。

以上、よろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） お答えいたします。

地域創生についてであります。地域創生の推進による効果は、国が情報支援、財政支援、人的支援を展開し、町はその支援を受けながら地方の自立につながるように自らが考え責任をもって戦略を推進することで様々な地域課題の解決に努めるものであります。また、当該交付金を受けまして町が実施する施策・事業は、しごと・ひと・まちの創設であり、今年度事業の継続も含め、とりまとめを行っている第7次振興計画の施策の中より事業抽出を行うこととしております。その内の3点については、以下の通り施策・事業を検討しております。人口減少対策としては、定住・移住を進めるための事業。高齢者の生活支援対策としては、保健・福祉・医療が一体となったまちづくり事業。少子化対策としては、若い世代が安心して結婚・妊娠・子育てができる環境づくり事業となっております。なお、平成27年度における只見町の地域創生5事業、①子ども一時預かりサービス事業利用補助金、②出会いの場応援事業、③只見町二次交通運営事業補助金、④として只見町宿泊・飲食事業者持続化総合支援事業、⑤に只見町総合戦略策定事業はすべて取り組みが進められておりますのでご報告を申し上げます。

3点の事業提案についてであります。前回のご質問におきまして、同様の事業提案をいただいたところであります。その際には、本町における現状を踏まえて慎重に一つひとつ議

論させていただいたうえで、見直し自体はやぶさかではないが、町の財政も踏まえて長期的かつ持続的な視点を持って検討させていただきたいとお答えしたところであり、既に7番議員ご承知のとおりであります。また、3点の事業について改めて確認をさせていただきます。福祉商品券につきましては現行一人一万円を支給しております。暖房費支援につきましては、利用者の利便性を考慮して新たに福祉商品券としたところであり、除雪支援事業につきましては、消費税増額分の増額見直しを昨年度実施したところであり、7番議員と同様に高齢者福祉の重要性を十分に認識しておりますので、現下の状況を踏まえて見直しを図ってきたところではありますが、ご提案については今後の課題の一つとして引続き研究してまいります。なお、高齢者施策の今後についてであります、高齢者ニーズ調査におきまして、高齢者の方の要望が多かった項目が在宅サービスの充実、介護予防の充実、健康相談の充実などとなっており、経済支援よりも、日常生活支援を求めておられることから、安心して生活を継続できるような支え合いの仕組みづくりに努め、高齢者のご要望にお応えできるよう、調和のとれた公共サービスに取り組んでまいり所存でございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まずあの、共通認識を持つために、2点ばかり確認をしたいと思えます。

1点目の質問の、その地域創生について、⑤までの事業。これまあ、26年度に地域活性化住民、地域住民生活等緊急支援交付金として計画された5事業。これを継続されるという意味であろうかと思つて、これが総務委員会の資料であります、これにあの、もう一つあの、地域消費喚起生活支援型というものが、これ実施計画に、26年度としてはありまして、この内容についてはプレミアム商品券の発行ですね。これは今回のご回答にはないようですが、これはやられないのかということでもあります。

2点目は、ここで実施計画という、こういうものを配付いただきましたが、これは、これは今回議会ではありません。前回の議会です。これは国が制度要綱をつくっております地域活性化、地域住民生活緊急支援等交付金。これ27年2月10日に国が示したものであります、ここでいう実施計画と同じ意味を持つものでありましょうか。これ2点です。

まずこれをひとつ、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） プレミアムの事業は該当しております。

2番目の質問をもう一度お願いします。

○7番（酒井右一君） このプレミアム商品券は今言いやったよな。

だから、2番目の質問は、同じだと思っているし、確認だからいいけど、国の制度要綱に基づく実施事業でこれやってんだべやという確認です。だからこれは、町長というよりは事務方の説明員からお伺いしたほうがいいかと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 私からお答えいたします。

地域創生プレミアム商品券発行事業につきましては、議員おっしゃるように地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金。いわゆる地域消費喚起型という事業で1,700万円で実施しておるものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 私も聞き漏らしましたが、ここにおける地域消費喚起生活支援型の地方創生プレミアム商品券は、27年以降は、まあ、この中にはないようですが、答弁書の中にはないようですが、実施されないということでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長、

○総合政策課長（渡部勇夫君） これは、国のほうで示されておるのが、この喚起型については、ここまでしか示されておりませんので、27年度の方はここまでということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まあ、たしかにあの、ここの中で示されるということになれば、今後おやりになる、年度途中でもおやりになるということでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） いわゆる喚起型を先に第一弾でブーンとやって、今、昨日もどなたかにお答えしましたが、その後、地域創生先行型と、いわゆる上乗せ交付金。うちのほうで、タイプⅡを今申請しているということでありまして、それから本格的になってきまして、新聞でも金額が、最初、大きく花火をあげておきながら、金額が少ないんでないかと。

28年度の概算要求

〔「いや、やるか、やらないか」と呼ぶ者あり〕

○総合政策課長（渡部勇夫君） 国の制度に則って地域創生はやっていくべきだと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 実はまあ、あの、ここの部分、本来のものではないものですから。

2番目のパッケージ政策。これについては、なかなか納得し難いものでありますが、高齢者が非常に困窮された方がいる。そういう中で、こんなこと言うと、のっけから申し訳ないんですが、先般の6月定例会で、これ、町長の考え方を透かして見えるというか、あぶり出てきたなというような感じの説明員の答弁がありました。ちょっと、議事録を読み直しますが、高齢者はです。貯蓄なり、資産なり、人はそれぞれ個人差がありますけれども、そういったものが単年度収支だけの年金収入で生活されている方はごく一部かなと思います。生涯としての可処分所得としては結構おありになると思います。もし本当になければ、本当にその、生活保護をはじめとした、一つ、二つ、三つのセーフティーネットが国には存在しております。この表現を受けて、この下に続く言葉は、高齢者はそれほど困ってない。困ってもセーフティーネットがあるということが、透けて見えるわけであり。これについて町長は、その後、この説明員の、我々から見れば、少し非常識な答弁であったかなと。答弁ではありません。説明であったかなというふうに思いますけれども、これ、町長もそのように考えておったので、その後の、この説明を町長は否定されなかったということであるので、高齢者のことについては、あまり念頭に置いていらっしやらないように見受けられます。これ、一つ、現実です。

もう一つは、実はあの、前回も、今回も同じことを申し上げておまして、答弁内容も同じです。しかし、多少違うのが、これ、最初に、高齢者、3パッケージお願いしますという提案をしたのが、去る12月議会であります。その時は、様々、資料、これも出しましたけれども、資料を見ながら、目下、高齢者が置かれた状況はわかるから、検討させてもらうという、こんな表現でした。3月には、同じことをまた申し上げたんですが、これはやぶさかではないと。今回の答弁書を見ますと、今回、検討すると。まあ、研究するですか。表現は違っても、何時まで経ってもぐるぐるぐるぐる回っておるわけで、既にもう、資料も財源的根拠も出しました。しかもその除雪支援事業にあたっては、単年度にかかる分としては120万程度ですよ。全部やっても1,200万程度ということはもう出尽くしています。せめてその除雪保険支援制度3条1項。これの一番有利な負担率で6分の5であります。これを

10分の1までひとつランクを設けてくれないかということぐらいは、そろそろこの場で結論を出していただけますか。そうでなければ、私の質問に対して、検討してやぶさかでなかったり、また研究するというのは、これ、何時になったら実施されるのか。これをお伺いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まあ、いつになったら実施されるのかということですが、捉え方の問題だと思います。私は先ほども申し上げたとおり、高齢者対策は大事だということで、その中にはこれから取り組んでいく3点の中の中に入っているわけですから。それで、今、私達が今取り組む中身というのが高齢者対策としては実施的に生活をしていくその生活支援のあり方が今逆に問われているなど。そちらのほうのシステムや支え合いの観点から、どういうものができるのか。そこをやはり考えていくのが大事だろうという認識に立ったうえでの先ほどの答弁とさせていただいたわけでございます。これはあの、給付ということは、それは給付の額を増やしていくということも、それは一つの手段としてはあるでしょうけれども、一方では先ほどの現状の認識というものは、別にそんなに事細かな所得の話まで私はどうのこうの言う気持ちもありませんし、そんなところまでの捉え方ではありませんけれども、今本当にこの高齢化が進んだり、一人暮らしであったり、且つ又、雪国の中であっての行政としてできる支援というものあり方を今探っていく。そしてそのためには、お金だけではない地域の人達のスクラム、連携、支え合い。ここをお互い、まわり、隣近所の人でさえ、高齢化が進んでいるわけですから、そういった中で尚且つできるそのサポートのシステムというのはどういうことができるのかというところにやはり視点を置いて考えていくというのが私の考え方であります。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 考え方はわかったから、今の、何時まで考えていらっしゃいますかと。考えたら実行する。実行したらその評価を見ると。だめだったらやり直しましょうという話でしょ。それ、何時までですか。お年寄り、高齢者ですね、これはあの、ご存知と思いますが、生活保護は誰だって貰いたくないですよ。であれば、早期に年金を貰った人でも3万。2万7,000円程度でなんとか人に迷惑かけねえでやっていきなさい。これが大半の考え方ですよ。生活保護してくれなんて、誰もそんな話はしません。みんなあの、今日の米、明日の味噌の心配ですよ。本当に年金、よく掛けなかった方もいますし、そういうことですよ。

で、考えたら、まずやってみると。そのやってみる、そのタイムチャンスはいつですかと、それをお伺いしているわけです。

それからあの、非常に、突っかかる話で申し訳ないですが、なんとしてもその、まともにお答えにならない、質問の内容さえまともには把握されてない。なんですかこの、私の質問は、人口減少と少子高齢化が止まらない町の将来についてとしてあります。しかし、答弁書は、人口減少と少子化が止まらない町の将来。高齢化がそっくり落ちている。これ、即ち、あなたのお年寄りに対する尊厳がないと思うんですよ。なんですかこれは。まず、いつやるのか。もう考える時間は裕に過ぎました。是非お答え願いたい。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まああの、いろいろ、ご立腹のようですが、先ほど答えたのが私の基本的な考え方でございます。福祉商品券もですね、現行の場合でいくと、範囲拡大というのは先日も申し上げましたとおり、当初、灯油給付金だったかな、そういったものを倍額して福祉商品券として倍額にさせていただいている。利用があつての、良いようにということでした経過がございます。除雪支援事業に関わる自己負担金についても先ほど申し上げましたが、保険制度としての充実内容は図られているし、尚且つ、更なる、それによって今後の推移の中で課題解決に対しての支援のあり方がまた求められるのであれば、それは勿論、その時、その時、ちゃんときちんと考えていかざるを得ないし、取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、十分、高齢者対策にも意を尽くして取り組んでいるという真意だけのご理解いただきたいと、ご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） いや、あの、真意、考え方理解しましたから、せめてその、除雪補助金の、去年の死亡事件ありました。除雪補助金の今の最低限度の中に、当初は1割負担だったですよ。当初のスタッフの方おいでですが、3万円の1割、1,000円でしたか。そこにあの、10分の1負担、つまり1割負担を、下に下駄履かせていただいた。これに関する年間経費が120万程度という試算ですから、やっていただけないか。これは考え方が決まればすぐできることですから、これはどうですか。やっていただけませんか。いただけますか。政策判断でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 政策判断ということであれば、今の段階ではまだ現行の流れの中で（マ

イクなし 聴き取り不能) よろしいとは思っておりません。まず現行のシステムで除雪支援事業のその本旨に関わる中身において、取り組んでいくということだろうと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 今の政策判断としては現行のまま。再三、もう一年以上、10か月もやってきましたが、結論は現行のまま。くたびれた。

さて、高齢化が抜けていたということで、高齢化についても非常に懸念をしようするわけですが、地方創生ということがその質問のメインタイトルであります。人口減少と少子高齢化が止まらない本町の将来について問う。私の質問は先ほどの石橋議員さんがほとんどやってしまわれたとは思いますが、地方創生、只見の創生ということです。人口が減少し、生産労働力が失われると、生産労働力というのは統計上の15歳までと、65歳以上ですが、それがまあ、つまりその真ん中の生産労働力が失われると、産業は多様性を失い単純化されると、こう言われているわけです。単純化していくと産業は一次産業に、第一次産業に特化する傾向があると聞いています。これまで我が地域は首都圏集中の中央集権の下で、国や県の制度に寄り添ってやってきました。しかし、今日の現実を見れば、今まで国がやるから、県がやるから、中央政権の中で行われた国・県の施策に追従していたのでは何も変わらないということがもうわかったんです。過去、町長であった菅家徳三郎氏から、美馬氏、飯塚氏、渡部氏、小沼氏。それから現職の今、あなたまで、様々な施策を用いてきましたが、人口減少、産業の衰退と単純化、少子高齢過疎化、地域の衰退が止まっておりません。昭和45年の国勢調査を見ただけでも、当時、8,838人から現在、約4,500人。さらにここ10年で1,000人減っております。商業工業統計、市町村民所得統計とその数字を見ても、まあ、この地域は滅亡、消滅の危機が迫っていると、そのように数字は語りかけております。考え方や概念ではないです。冷徹な数字の話です。まあ、この地域、只見町と呼べるだろうか、この地域は、滅亡、消滅に向かっているのではないのでしょうか。これをお伺いします。まあ、数字を見る限りは、ちっちゃくなってしまって、無くなりそうです。町長、どう考えているでしょう。これは。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 厳しい状況でありますけれども、私は滅亡というような認識や感覚は持っておりません。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

- 7番（酒井右一君） であるならば、何を根拠にそう考えられ、発言されますか。
- 議長（齋藤邦夫君） 町長。
- 町長（目黒吉久君） 何を根拠に発言されるかだったって、私、そう思っていないんだから、しようがないんですよ。そういう無人にしないように昨日からいろいろと皆さんと議論しているじゃないですか。産業振興なり、福祉だったり、教育だったり、そういったことを一つずつやっていきましょうということでしょう。
- 議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。
- 7番（酒井右一君） そうは思わない。そんな根拠は、そうは思わない根拠はないが、そう考えると、期待的願望であります。
- さておき、ところで、只見高校支援の雪椿補助金。これが生まれた経過を時間もありませんので手短にお伺いしたいと思います。
- 議長（齋藤邦夫君） 教育長。
- 教育長（齋藤修一君） 今ほどのご質問は、地方創生というか、町の今後を担って只見高校の振興対策という点でご質問いただいたと思います。これは、ちょっと聞き漏らしたんですが、雪椿会のできた経過というふうに考えてよろしいですか。
- 7番（酒井右一君） 補助金が創設された経過です。
- 教育長（齋藤修一君） これはですね、勿論、私が教育長になる前でありますけれども、たぶんあの、平成12年の4月から雪椿会がスタートした経過があるかと思います。
- 7番（酒井右一君） いやその、いわゆる県立高校に対する補助金を、一般会計で補助するという、そのところの判断をされた経過です。
- 議長（齋藤邦夫君） 教育長。
- 教育長（齋藤修一君） 今ほど申し上げました雪椿会を通しながら、支援ということではありますが、平成12年当時、只見高校、定員割れになりそうという極めて厳しい状況の中で、町を挙げてどういう対策を取るかということで、議会も含め、町民の方々の議論があり、その中で雪椿会を通して様々な活動に補助をすると、そういうことで今回の雪椿会の支援がスタートしているというふうに考えております。
- 議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。
- 7番（酒井右一君） これあの、まあ平成12年だったか、地方分権の一括法の関係もありますが、この雪椿会に対する、県立高校の振興に対する町の一般財源からの補助。これは関

係法令上、適法でありますか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 雪椿会を通してのその補助というのが、法令上、適法かどうかということになりますが、私も法律の専門家じゃないものですから、そののところ、断言できる状況ではないわけではありますが、ただ、この、先ほど申し上げました12年の4月にそれがスタートしたと、予算付けをしてスタートしたということは、その前年度の中で相当の議論があり、そこで、先ほどまあ、議員のほうから、国・県の支援とか、そういうことだけじゃなくて自力でというお話もありましたが、そういう中で、なんとしてでも只見高校を残さなければいけないと、そういったその、議会もはじめ、町民の合意の下にスタートしたんじゃないかというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） わかりました。要は、高校存続、すなわち地域の存続。そういうことで町、町民の方々、それから議会、提案者。これ一致協力して只見高校を存続させることは地域の存続だというような理解で始まったということによろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 今ほどのお話のとおりだというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） ところで、これもあの、説明員にお伺いしますが、わかる数字で結構ですが、固定資産税を標準税率と言われる1.4から1.6を只見は用いて取っておりますが、この標準税率と言われる数字と、その1.6で今課税しておるその差額は概ねで結構ですが、いくらですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） 今ほどご質問の固定資産税に係る分の標準税率と超過税率の差でございますが、26年度の課税標準額で対応しますと、約9,150万円ほどとなります。それから、新築住宅の減税分等を差引、同額ぐらいで差し引きますと、約9,000万ほどかと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） そこであの、配付させていただきました資料をご覧いただきたいと思っております。これあの、見方は注意してご覧になっていただきたい。私の、7番議員として、決

算書の実質収支に関する調書と、それから基金の推移は基金の計算書の基金を並べたわけ
あります。まあ、一番これ、数字というよりはグラフを見ていただきたいんですが、これカ
ラーだといいいんですけども、白黒なんで、矢印を引っ張っておきました、一番左側、右側
の表、平成26年度決算のところを見ていただきまして、その一番左側の縦棒というのが繰
越した金額の合計であります。予算繰越した金額の合計とされています。真ん中のちょっ
と低くなっている部分が、歳入歳出から繰越金を引いた額であります。ですから、まあ、大
雑把に余った金という、これとこれを足した金額が余ったということでもあります。で、一
番背の高いもの。これが曲者でありまして、平成10年度からご覧のとおり、伸びる筈のご
とく伸びております。これが平成10年当時ですと、2億1,000。現在は11億9,0
00。12億ということでもあります。これを念頭に置きますと、まあ、ありがたいことに先
人たちは固定資産税の超過税率という形で、大規模償却資産からお金を生み出してきたと。
さらに、この毎年の決算内容から見れば、繰越金は除いてもですよ、財調にまわる基金だけ
でもこれだけあります。まあ、私考えるに、固定資産税の超過税課税分と、超過課税分単
分と、それから会計上の一般財源の捻出分を考えて、町は年間2億円以上を用意できるんだ
なというふうに思っております。まあ、私あの、何も喧嘩したいわけでもなんでもないんで
すが、今は本町存続の危機にあるということが如実に表れているということが雪椿会の補助
金をやらざるを得ない状況であったり、するわけであります。金は生き物でありますので、
これ、活かして使うべきだと思うんですね。町長にお伺いしますが、これだけの金。これは
もっと、他に、ここに入ればもっとありますけれども、いわゆるハード、箱物に未来を託
すのではなく、本当に吟味したうえで箱物を考え直して、やっぱり人に未来を託すべきだ
と思いますが、この点はどう思いますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 議員のおっしゃる通りだと思います。まさしく箱物が将来を決めるわ
けではありませんが、今ご議論いただいている箱物、いわゆるハードは、少なくともそうい
ったことも含めながらも必要なものをご提案させていただいて、論議させていただいて
ということでございます。

それから、先ほどあの、地域は消滅しないということ。もう一つ、せつかくですから付け
加えさせていただきます。何の根拠かということですが、昨年、ユネスコエコパーク登録に
なりました。子供達が中学校を卒業し、高校を卒業する時に、やはりその時の子供達の考え、

気持ちというのは、やはり将来またやはり只見に、自然豊かな只見に帰ってきたいというような素直な感情は持っております。それから、地元にも結構、只見というこのありのままの姿の流れの、自然や環境を好きになって、移住・定住をしてくれている人達もおります。そして、ユネスコエコパークになったというのは、外部から評価をされたということですから、これをしっかり受け止めて、我々が生まれ育ったこの地域に自信と誇りを持って、町を愛するという、心配と同時に愛する心があれば、町は消滅しないということ为先ほど申し上げたということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 努力されていることはよくわかります。今回もそうですし、高齢者福祉だって、平成の10年代後半からみれば、目黒町長になってから、約4倍伸びております。ですから、その努力は大いに認めるものでありますが、ただ、その努力を超える状況で現下の情勢が、言えば、消滅、滅亡に近づくのかなというので申し上げました。

そこであの、提案なんです。今まで追求をしてきましたけども、これは提案です。今、只見は地域存続の崖っぷちに立っていると。滅びかねない。未来が見えない。それはあの、ここにいる皆さん方の質問、特に石橋さんの質問。それから教育長の、雪椿会の地域存続の件。これは、やはりみんな、危機感を持っているとこれは思います。そこで、その雪椿会といったような手法に拘らず、あるいはエコパークをどうするかといった手法に拘らず、今まで国・県が進めてきたことを歴代の町長がやってきたわけですよ。にもかかわらず、延長線が見えるわけですよ。であれば、ここで若い人たちが暮らして、生活をしていける方法を税金で編み出したらどうですかという提案であります。これは一例ですよ。新生児、生まれ落ちたら、その瞬間から高校卒業まで、一切の生活経費を支援する。学業の経費は支援する。町独自の児童手当、生徒手当。国・県もやっておりますから、児童手当、児童扶養手当等ありますけども、それは有りとして、そのうえに町独自の児童手当、生徒手当あるいは乳幼児手当。0歳から18歳までの乳幼児と児童生徒にかかる経費を町が負担して、只見町に生まれて育っては、高校まで出ると。突飛もない頭の良い人達は、当然あの、東大にでも行くでしょうけれども、大体、奨学資金を貸す時の評価は3から4程度の方達だと評価すれば、これは只見高校で努力すれば、福大でも、新潟大でも行けるんだなど、実績もありますし、そう思います。これは、この雪に対してしっかり手当をする。若い人たちにここで、先ほどから言われます、産み育てる、妊娠から、これをその、他地域とはまったく別に、只見が日本国内で

は抜きんじてここは別だと。そうすれば、ここはあの、ここから出ていこうとする人はないんだと、そう考えたからそう思うわけです。高校支援というのはありますけれども、この概念が良くわかりますから。ただしかし、高校支援というものは頭の中で消去をして、只見存続、消滅させないための地域政策として、只見高校存続も含めた地域政策に一本化したらどうですかと。一旦その、個別の枝葉の話じゃなくて、骨格、つまり背骨から骨盤にかけての大骨の話をここで政策としてされたらどうですかと。それについて、現状、予算を分析する限り、金銭的には多少、いいのかなという気はします。あるいは、法制度的にも、先ほど教育長が申し上げられたとおりだというふうに思います。つまり、只見が生き残り再生していくために、0歳から18歳までの乳幼児と児童生徒を完全支援し、他の地域にない独自の只見をつくる。勿論、雪対策を行う。雪椿会の補助の発想で若年層を税金で支援することあります。そうすれば、自然と子を持つ若い世代は定着し、します。若年人口が増えます。生まれます。それから、人がいないんで単純化して農業だと、単純化してしまっている農業も多様化して、いろんな価値が出てきますし、経済活動が盛んになります。只見高校も、そうであれば、定員を確保して、競争による優秀な人材を試験で受けることができる。まあ、この部分を税金で支援するとなれば、高校進学、高校奨学金もこれ、いらないうわけであり。小学校だって三つ残るわけです。結局これが可能になるか、ならないか。やって10年ぐらい経たないとわからないわけですが、しかし、町長だってもう、任期7年、たちまちです。児童生徒が増えれば、自宅通学が可能で、現在の留学、山村留学の施設を建設するという発想も、自宅から通えることになれば、それも使命が終わるんでないかなというふうに考えるわけであり。やはりどこを切ってみても同じダルマ飴では、今、地域創生なんて言ったって、どこの町へ行ったって同じだと。やはり子育ての若い世代が骨を折る。まあ、一人はつくるが二人はできねえと、雪降っからあっち行くべということになる。ですから、ここを切ったら只見の姿は違っていたと。それをこの町の地域存亡の施策として、ここは町長の強いリーダーシップでやってみてはどうかなと思うわけであり。非常に突飛もない話ですが、まず手段、方法、財源、法的根拠。これは、今この拙い中ではありますが、解決できるとみております。これは第7次振興計画の冒頭部分で検討されるべきと思いますが、これについては、いかがですか。これあの、いつまでもというわけでないですよ。例えば、只見高校が競争入試できるようになるまでとか、あるいは定員いっぱいになるまでとか、なんらかの、これ、基準は、時限として必要だとは思いますが。この考え方について、これまだ

考え方の段階ですが、やる、やらないの話ではないです。考え方として、一つの企てとして、企画として、町長、どうお考えになりますか。お伺いしたい。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 教育を小学校から高校まで、やっぱり一本の縦軸として、町としての教育施策をどう打ち立てるのかというようなご意見かなと思って聞いていたんですが、もう一方では、全てのその負担掛かる経費を、0円化するといったような流れの中での独自性を出せというようなことだったのかなというふうに受け止めましたが、教育、育てる親の経済的な側面と、教育がもたらす、子供にもたらす影響、効果という側面から、家庭教育も、学校教育も、地域教育も、どうあるべきかというのは、なかなか幅が広く、また、深いものがあるのかなというふうに思っております。ただ、7次振興計画の中で、改めてあの、子育てから始まって、子供に対する、またはそれは次の若い世代の確保についても、一番のやっぱり重要項目だということはわかっていますが、それについてまたいろんな全体の、先ほど申し上げたように、作業を含めながらの、医療・福祉関係も含めての、全体バランスの施策が求められるんですけども、今これだけの少子化を踏まえた中で、この財源を見る中で、もっともっと力を入れろということだと思いますが、なによりやはり、判断する基準というか、考え方、それは議員と私、若干、全てが、目的や想いは同じだとしても、取るべき手段というのは、差異は出てくるものかなと思いますけれども、給付というか、財政支援というもののあり方が、親はそれは当然、経済的に救われれば、今、子供の教育の親の所得の状況によって、子どもの貧困化、教育の差別化というのが、差別というか、出てきているというのは、どこも、日本もそうなっているという状況であります。そういった状況があるわけですから、そういったことを含めながらも、同じく支援していく分野と、やはり一方では、環境として子供が、どういう環境の中で学び、地域と関わっていくのか。そういう視点から、将来、子供達が小学校、保育所からも含めてかもしれませんが、保育所、小学校、中学校、高校と含める教育の環境の中で、やはり自立した、将来、この地域の中で、またいっぺんは外に出てもですね、必ずまたこの地域でひとつの生業を立てるんだといったような、気概というか、そういった意識や、ノウハウや、見識等々をどういう環境の中で育てていくのかなということも併せて大きな課題かなということも思っております。今、振興計画も、戦略のほうも、検討しているわけですので、教育という分野をどう捉え、考えていくのかは、施設整備もそうですけれども、この中身が今問われているわけですので、議員おっしゃった

ような意味合いも含めて、特にこの分野は力を入れていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、そういった意向も踏まえながら、申し訳ありませんが、この段階では検討ということになりますけれども、議員のおっしゃった意向は踏まえてやはり、これからの振興計画がきちっと、教育の分野の中で盛り込んでいくべき大きなタイトルだというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 町長、あの、過去、過去たつて、菅家徳三郎さん時代に採用されて、小沼昇さんの時に辞めました。その間、国勢調査にも携わりました。今年、国勢調査がされます。国勢調査によって様々な係数が変わります。心配されるように、おそらく財源的に相当厳しい数字が出ると思います。町長、教育分野とおっしゃいますが、わたしが言っているのは教育ではなくて、教育分野で雪椿会補助金のような政策をやっているわけですから、これは国・県、あるいはその振興計画つくれたつて、これだつてあの、法律から言ってくるわけで、そして作っているわけです。中央集権というところから離れて、只見が中央だという考え方になれば、教育分野でこれをやれと言っているわけではなくて、このことをやることによって、いわゆる若年層の方々が経済的に不安を持たなくなる。生活に不安を持たなくなる。除雪の心配がなくなる。しかし、只見から出れば、そういう負担がまたどつとかかる。只見にいれば、こつちの水は甘いぞと。しかし、只見から出れば辛いという状況をつくれれば、これは、子供が18歳になって、その先はどこに行こうといいんですつて。18までここにいることが大切なんです。おっしゃるように、只見の気候、風土の中で。おそらく、若竹のように育つでしょう。足腰強く。そこまで町長、自分の手元で教育、教育の分野とおっしゃいましたから教育で例えますが、若い人たちをここで鍛えてやつて、そして併せてこの地域崩壊の課題を解決するというのが、私が考える中では、もうこれしかないんです。と私は思います。これ、国の政策、県の政策、これ地域創生なんて石破大臣言ってますけど、東京がそういった危機にさらされ出したんで言つてんですよ。我々、東京より20年も早くそういった危機にさらされているんですよ。でも、それに対して独自で解決手段持たせなかつたんですね。それは補助金の要綱であつたり、交付金であつたり、何かというと地方交付税減らすとか。まあ、例えば給食費無料でやっているとすれば、そだごどできんだつたら交付税いるめえやと。官僚のさじ加減で随分いろいろ、ひどいことをされてきました。チャンスなんです。今。地方分権が進んできて、目黒町長が独自にやろうとした政策がかなり大き

な幅を持ってできるようになったんです。それを、教育委員会の分野で例え話を申し上げたんで、滅亡しかけているのは教育だけでなく、生活が滅ぶんですよ。このままいったら。私が言うんじゃない。各種の数字がそういうふうに語りかけているんですよ。ここに事務方の皆さんは課長ですから、いろんな分野を経験されてますから、自分が採用された時の数字、現状の数字、極めて危ない数字になっているというふうに思いませんか。思いませんかという問いかけです。私はその数字が語りかけている現状を見れば、只見というところは、子供が18歳になるまでは只見にいなきゃ。生まれたんだから只見で18まで過ごす。でも、おらいの子は突飛もねえ頭が良いから、これはもう東京さ行くしかねえと、東大に行くしかねえと。これは仕方ないです。だけど全体的に見れば、先般の教育委員会の資料を見ますと、7割から8割の間ですよ。ここに残る人は。これあの、極端な例で申し訳ないんですが、誤解を招くからなんですけども、例えばうちの子が、小中学校と非常に良い、優秀な成績。しかし、会津若松さ行って、その若松の進学校に入ったと。そこで1学期の通信簿。300人中200番。これは挫折しますよ。そういうことでなく、優秀な人材を、町長がおっしゃるように、ここの環境の中で育てる。育てるといのは副次的なもので、主たる部分というのは若い世代の生活。ここを支えてあげれば、当然、副次的である教育も立派なものになっていくから、こういったことを検討していただきたいんですよ。もう私も役場辞めて何年か経ちますから、100年も経ちますでしょうか。忘れちゃったので、これはもう、役場は頭脳集団ですから、なんとかその、この辺を、町長ひと声、ちょっと考えてみろやと。なにも今結論を出せと言っているわけではありませんけども、10年経つと3,500人になるんですよ。これは国立社会保険人口問題研究所。ほとんど当たってますから。そうした時に、第一次産業しかないですよ。ここ。山へ行って熊捕ってくる。百姓やって米売る。非常に極端な単純化された作業しか残んねえと。そんなところに、貨幣経済なんか存在しませんよ。ですから、長い演説になりましたけれども、なんとか、抜本的に、一回空中展開したような施策だって、こうなればあり得ると。滅びかねない状況ですから、ここを深刻にその、やっていただきたい。検討していただきたいというわけです。で、検討していただきたいと言うしかないですが、今結論出せと言っているのではないです。とにかく深刻な問題だということだけは、今以上に受け止めていただけましたかどうか。そして、受け止めたうえで、執行機関の長というのは大変な権限があります。予算、マンパワー持ってます。あとは決断だけですから、これまあ、そだむげに断らんねえで考えてみつかという回答もあるでしょう

し、そだ途方もねえようなこと言ったってという話もあるでしょう。話が下手ですからうまく伝わらなかったかもしれませんが、もう一度その、検討に値するかどうか、値しねえなんては言いやんねえべが、どうだろう、真面目な話。いや、真面目な話だ。俺もいろいろその国・県の官僚のやり口は知っている。発電税、持ち上げた時、経産省の係長レベルの人に、本気で戦うなら戦いましょうと言われたこともありました。そういう中で難しいのはわかっていますが、雪椿会のような例もあります。なんとかこれをひとつ。どうですか。長く喋りましたが、提案であります。ちょっと、最後に、町長に。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 議員が本当、縷々、心配している想い、よくわかりました。で、あとはどうそれを受け止めて、どう具体化できていくかというのは、またいろいろ、皆さんと詰めていかなきゃなりません。そういったことを踏まえながら、議員の気持ちも踏まえて取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 私はいつも厳しいことばかり申し上げて、申し訳ありませんが、想いは同じなんです。坂田の目黒さんと。なんで、厳しいことを申し上げます。

以上、ありがとうございました。

質問を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、7番、酒井右一君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の会議を1時にしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

4番、山岸フミ子君の一般質問を許可いたします。

4番、山岸フミ子君。

[4番 山岸フミ子君 登壇]

○4番(山岸フミ子君) 一般質問の通告書に基づき質問させていただきます。

2点質問いたします。

1点目は、長期休校時における学童保育の試行実施についてでございます。次の点について伺います。1、今年度実施状況。それから2番目、保護者並びに学童の感想。3番目、今後の方針についてでございます。

2問目は生活保護減額問題についてです。各地で生活保護費の審査で奨学金を収入と認定し、生活保護費を減額されたとの問題が起きています。学ぶ権利・生きる権利を奪うものかと思われませんが、当町の見解を伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長(齋藤邦夫君) 町長。

[町長 目黒吉久君 登壇]

○町長(目黒吉久君) それでは、長期休校時における学童保育の試行実施について、項目ごとにお答えいたします。

まず今年度の実施状況についてであります。夏休み期間に就労などの理由により、日中保護者が不在となる家庭の児童を対象に、新たな取り組みとして夏休みこども教室を試験的に実施したところであります。活動場所として朝日振興センターと朝日小学校を利用し、2日間実施をいたしました。9名の児童が参加し、指導員として放課後こども教室のスタッフの皆さんにご協力をいただいて実施したところであります。

次に、保護者並びに学童の感想についてということですが、全日程終了後、保護者向けのアンケートとスタッフ向けのアンケートをお願いしており、とりまとめの中途段階ではあります。既にいただいているご意見としては概ね好評でありました。一例としましては、様々な行事が盛り込まれており、多様な体験ができるのでありがたい。スタッフは大変そうだが、安心して仕事に行くことができた。来年度も実施していただきたい。などの声が寄せられております。朝日地区での実施となり、三地区の児童と一緒に活動するため、子ども同士が打ち解けられるかの心配な部分もありましたが、ほとんどの活動において楽しく活動している様子が見受けられました。

次に、今後の方針についてですが、今年度は試験的に実施したところであります。保護者のニーズもあることから、保護者やスタッフのご意見を踏まえて、参加児童の要件見直し

など、改善すべきところは改善に努め、次年度以降の実施に向けてより一層の工夫を重ねてまいります。将来的には三地区で実施できることが理想ですが、実施日数、スタッフ不足などの課題があり、現状においては三地区での実施は困難となっております。少子化対策の一環として共働き家庭などの保護者と児童を支援するため、地域全体で子育てを支える意識づくり、体制づくりが肝要でありますので議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

次に大きな2番ですが、生活保護費の減額問題について。学ぶ権利、生きる権利につきましては、いずれも日本国憲法において保護されているものであり、日本国憲法を尊重すべき立場にある私としても当然守られるべき権利であると強く認識しております。また、子ども貧困対策法では子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう教育の機会均等を図ることが規定されており、子どもの学ぶ権利、生きる権利に対する思い入れは4番議員と同じ見解であろうと考えております。今般の奨学金の取扱いをめぐる生活保護費の減額については、最終的には厚生労働省が実施要領の見直しを行い、減額処分の取り消しが行われました。本町におきましては生活保護の調査、認定を南会津保健福祉事務所が行っておりますので、直接的に判断することは無い訳ではありますが、事前相談などにおいて相談者に寄り添った丁寧な対応を心がけ、相談者の立場に立って県への適切な橋渡し役を担ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 再質問をさせていただきます。

まずは1番の長期休校時における学童保育の試行実施についてでございます。この学童保育の完全実施は少子高齢化を見据えて、長年、私が具体的施策として提言してまいりました。この只見町は、この4年後に入学児童児が只見で2名、朝日・明和で5・6名という報告がありました。そして、午前中に学校の統廃合の問題も話が出ましたけれども、私は統合に対しては推進の立場ではありませんが、このような状況下の中でこの学童保育の実施充実は、児童の減少が著しい当町において、子供の成長に重要な役割を果たすものだと思います。今回、子育て支援、少子化対策を推進する条例が出されましたが、安心して子供を産み育てることができる。また、子供が心身ともに健やかに成長することができる環境整備に関する取り組みを子育て支援、少子化対策としているようです。この施策を本気で、速やかに全うするため、絵に描いた餅にならないように、まずは、私は四つの提案をしたいと思います。一

つは、速やかに実行するために予算化をすること。二つ、常勤職員の確保をすること。3番目、ボランティアだけに頼らないこと。4番目、これは6月議会で提案した子育て支援、少子化問題を専門に関わる課を設けることを提案しましたが、その4点をどう思われるか伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 今ほどあの、少子化対策、子育て支援につきまして、必要となる四つの提案をいただきましたが、その中で予算化。これにつきましては条例提案をしておりますけれども、町のほうでつくりました子ども・子育て支援事業計画。こういったものに沿いまして、ご理解をいただきながら予算化を図ってまいりたいと、そのように考えております。

それから、三つ目のご提案のボランティアだけに頼らないで、こういったその、こども教室の実施ができないかという部分につきましては、今現在は有償ボランティアというような形でまったく無償ではありませんけれども、そういった点については、今後、そのボランティアでなければ人が集まるのかどうか。実際その、なかなかそのスタッフの方が足りないという現状がありますので、その辺はあの、実際にスタッフの方のご意見等を聞きながら、今後、検討させていただきたいなと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） ボランティアやいろんな地域の方のご協力を願わなければならないというところは変わりはないと思いますけれども、そういったことを踏まえて、確実な子育て支援ということを取り組んでいくにあたっての、今、残り、職員の配置及び少子・子育て支援課の設置といったような、提案がございましたけれども、いずれにしてもその、条例に基づいて、実際的な活動を展開していくに過不足ないような体制づくりということは、議員おっしゃるとおり大事なことだろうというふうに思っておりますし、そうしなければまわっていかないというふうに思っております。どういう形での、職員というか、そのあたる人的な配置を考えるか。また運営体制をつくっていくかということは、また今後の、それぞれ課題に応じて実施、議員から意見いただいたようなこと、趣旨も含めてですね、要は目的はその趣旨に適った、目的に沿った実行ができるか・できないかということにかかってくるというふうに思っておりますので、そういったことを踏まえながら、当然、必要なところは考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 速やかに実行するための予算化というところで答弁いただきましたけれども、事業計画に基づいてという話がありました。その事業計画とは具体的にどういうことを書かれるかお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 先ほどの計画と申しましたのは、平成27年の3月に議決をいただいております只見町の子ども・子育て支援事業計画。こういった計画に基づいて展開をしていくということでありまして、基本理念としましては子育てを地域全体で支える町づくり、見守る町づくり。こういったものに基づきまして、四つの柱を立てております。子どもの健やかな成長を育む環境づくり。二つ目に、安心して産み育てられる環境づくり。3番目としまして、地域で子どもを見守り大切に作る町づくり。4番目として、全ての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援の充実。こういった四つの柱に沿いまして各種事業を展開をしてみたいと、そのように考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 今、聞いているところによりますと、この事業という内容ですね。具体的に。何もないですよ。ただこういうことをしたい。子育て支援をする。その子育て支援とは、その中身、どういうふうにするのかということを知りたい。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） より具体的な内容ということですので、説明をさせていただきますけれども、まず保育の受け入れ態勢の整備。それから0歳児保育の充実。それから保育料軽減対策の継続。保育所の認定こども園への移行の検討。思春期の保健学習と心のケアの対策の推進。それから子ども一時預かりサービスの受け入れ態勢の整備。それから放課後児童クラブ、放課後こども教室の一体的な実施の検討。子宝祝金支給事業の継続。子育てガイドブックの作製による情報提供の充実。子ども医療費助成事業の継続と各種検診、予防接種の充実。不妊治療助成事業の継続。それから親子が共に学べる場の整備拡充。地域における見守り活動の推進。犯罪、災害、危険個所からの子どもの安全確保。それから障がいのある児童、その家庭への支援の充実。児童虐待防止対策の充実。ひとり親家庭の自立の支援。こういったような事業を検討しております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 今あの、私が冒頭に言ったその学童保育。子供が健やかに成長できる環境整備を、その条例にある環境整備に関する取り組みをするというところですね、その学童保育にこれからどうするかというのが出てない。予算化、どこに、どういうふうに予算化するかというのがないと、なかなか進まないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 今ほどあの、具体事業ということで、子育て支援全般についてのお尋ねでしたので、各種事業を列挙させていただきました。その中で子育て教室。それについての予算というところではありますが、それについては町長の答弁でもお答えしておりますけども、今年度、夏休みという期間においては、試験的に初めて実施をしたという段階でございますので、今回のアンケートの結果などを踏まえ、様々な見直しの検討をしたうえで、そのうえでどういった形で事業展開ができるのか。どういった形が望ましいのか。そういったことを整理をさせていただきます、それにどの程度の予算がかかるのか。これらをご理解いただければ予算化が可能かなというふう考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 子育て支援のその内容を列挙されました。それでその、私は、ここで今、今日言っている学童保育のことについて聞いているわけですが、今、予算化のご答弁いただきました。それを是非進めていただきたいと思います。あとは町長が言われた有償ボランティア、ボランティアのことですが、これは、私は、ボランティアだけに頼らないということは若い人の雇用にも繋がっていくんじゃないかなと思うんです。今、若い人がいない、少子化問題、いろいろある中で、若い人の雇用を増やすということに繋がっていくのではないかと思います。それで、学童保育問題に関わらずですね、前回の一般質問でも申し上げたその、申し上げましたが、若い人の出会い。それから結婚、出産、子育て、教育に関わること全般に、これ、町の将来に関わる問題で、本当にこの少子化対策、条例も挙げられましたけれども、その対策を本当にあの、力を入れてやっていく必要があるんだと思います。それで町長に伺いますが、この只見町で、本当に立地条件の悪いこの只見町でね、日本一の、そういうふうに掲げている地域もありますけれども、私は日本一の子育てしやすい町にするため、そしてこの町を誇りに思える、そういう町にするために、することが、この町の存続に関わってくるのではないかなと思います。町長の見解を伺いたしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 先ほどの7番議員にもお答えしたとおり、子ども、子育て、大変な、教育も含めてですね、これからの只見町の将来を考えた時に、大事な分野でありますので、勿論、今、議員がおっしゃっていただいたとおりの同じような考え、同じような想いでございます。一つ一つあの、具体性と予算化ということを、大変あの、議員おっしゃっていただいておりますけれども、先ほど課長が申し上げたとおり、ひとつの大きな方向性に向かって、あと実務的にですね、きちっとそれを実践できるように、可能になるように、それを実務的にあとは詰めて、そしてまた改めて予算化をしてお示ししたいと、ご理解をいただいてやっていきたいということだと思います。

勿論、只見町の子育ても含めて、しっかりと対外的にも誇れるような環境整備にこれからも真摯に努めてまいります。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 是非、絵に描いた餅にならないように進めていただきたいと思えます。

それから、この学童保育の試行実施についてですが、三地区の学校の学童を朝日地区に、一箇所で行ったということの認識でいいんですよね。それで、その、明和・只見の地区でも実施してほしいという声がありますし、それで、朝日地区まで、今回はね、朝日地区まで行くのは遠いし、送り迎えも大変だということで、その申し込みをね、断念したという人も聞いておりますので、是非、これは、三地区でできるように進めていただきたいと思えます。いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 今回初めて試行実施ということで、町長答弁にもございましたように、現状での実施日数、スタッフの数からいまして、三箇所で行うと、運営をしていくということがちょっと物理的にできない状況がありましたので、まずは、かといってその、まったくやらないというわけではなくて、まずはその1箇所でも始めてやってみよう。その反応なり、感想をお聞きしたうえで、支える仕組みをもうちょっと拡張できて、そういった折には、将来的に三つというのが望ましいというふうには思っているところであります。ただ、今現在としては1箇所で行うというのが、今の現状のマンパワーとしては1箇所の実施というところで、3箇所実施というのが今すぐできる状況にはないというこ

とありますが、将来に向けてその辺は検討してまいりたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 今、最後に、将来に向けてということですが、どれぐらい先の将来なのかわかりませんが、今、本当に、午前中にも言われたような、町が存続するかどうかという問題の中で、すぐにできるというような、すぐにやるというような決意はないですか。将来に向けてという意味はちょっと、理解できないんですけど。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 今すぐと言えればいいんでしょうけども、今現在その、運営できる環境として整っていないということがありまして、将来というような表現をさせていただきました。先ほど、子育て支援の基本理念という中で、子育てを地域全体で支え見守る町づくりというものを掲げております。そういった中で、当然、行政としてやっていく部分もありますけども、地域の方々のご理解とご協力、それがなければなかなか実現できないというようなところも現実ございますので、なるべくその地域の方々に多く関わっていただけるように働きかけをしていきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 明快な答えが出てないようですけれども、まあそれは、あれしまして、先ほど私は、学童保育の重要性ということでお話をしました。4年後に只見では入学児童が4名ということですが、その学童保育の実施の重要性をどう考えておられるか、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 今ほど、福祉的な側面でのお話も今あるわけですけども、子供の成長にとっては、福祉的な側面、それから教育的な側面で考えるというふうになった場合に、ご指名いただいたのは教育的な側面でどういうふうに考えるかということだろうと思って答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

今回の取り組み、そして平成30年に、教育委員会でやっておりますこども教室、それから福祉課のほうでやろうとしているその学童保育を一体化していこうという計画が先ほどの課長さんのお話の中に出てくるわけですけども、そうなった時に、子供達が成長する段階の中で、福祉的な側面、それから教育的な側面。その両面で子育てをしていくということがとても大事なことだろうというふうに思っております。特に教育的な側面では、これだけ少子

化になりますと、子供達が集団で遊ぶということがなかなかできない。そういう意味では今回の試行的な取り組みは大きな意味もありますし、それから、町長の答弁にもありましたように、三地区の子供達が一堂に会すということは別な地区の子供との繋がりが出てくる。やがて只見を支える人材として考えた時に、これもまた大きな状況があります。それから三つ目には、なかなか今、縦で遊ぶという、縦の人間関係で遊ぶということができない状況がありますので、これもまた、こういう機会というのは極めて重要だと思います。それから、最後になりますが、もう一つは、何回かこの答弁でもお話したかもしれませんが、子供達の成長に関わるのが、いわゆる家庭の親、家族と学校の教師という、そういう関係からですね、今回のような取り組みはですね、斜めの人間関係ということよく言われますが、やはりその地域の方との人間関係ができるということは、地域の教育力を回復する。そういう点でも極めて重要ということになりますし、やがて只見に戻ろうかなと考えた時に、そういった大人との繋がりがあったということは極めて重要な要素になると思います。そういう意味で、教育的な側面でも極めて重要というふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 私もそのように思って、毎回、質問をしているわけですが、この問題は是非前に進めてほしいということをお求めで終わります。

それでは次の質問で、生活保護減額問題についてお話ししたいと思います。私が言うまでもなく、皆さんご承知であると思いますけれども、憲法25条で、国は国民が健康で文化的な最低限度の生活を営めるようにしなければならぬと定めています。生活保護はそれを保障、実現するための制度であるとしています。それは憲法で保障された権利でもあります。ですが、生活保護はそれ自体だけで夢や希望が開けるというものではないと思います。本当に最低限度の生活です。この、私がああ、この題にしました、奨学金が収入とみなし、保護費を減額された問題だけではなくて、一般的に生活保護の申請の締め付けなどが強められている状況があるようです。答弁の最後のところで、直接的に判断することはないわけですが、事前相談などにおいて、相談者に寄り添った丁寧な対応を心掛け、相談者の立場に立って県への適切な橋渡し役を担ってまいりたいと考えていますという答弁をいただきました。私も、そういう想いでこれを言っているわけで、その中で、ひとつ確認しながら聞いていきたいなと思いますので、ご答弁よろしく願いいたします。こういう締め付け的なことは当町ではないとは思いますが、確認の意味で質問したいと思います。この生活保護の中で

目的に応じて受けられる保護制度があるようですが、どんなものがあるか伺いたいと思いますけど。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 生活保護制度に関しましてでありますけども、目的に応じて受けられる制度ということではありますが、こういったものか、ちょっとあれですけれども、一般的にはご本人の資産能力等全て活用しても尚、生活にお困りになられる方に対しまして、その困窮の度合いに応じまして健康で文化的な生活の保障をするための制度というようなことでありまして、そういったその、支給される保護費でありますけども、この金額につきましては地域それから世帯の状況。こういったものによって異なってまいりますけども、基準としては同様の基準。厚生労働省のほうの基準、実施要領。こういったものに基づいて保護費の算定がなされていると、そういうふうに理解しております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 個別、目的に応じてということをお願いしたので、その理解があれなのかなと思いますけれども、医療だけとか、教育だけとか、介護だけとか、そういう個別なものに対しての保護というものが。わかりませんか。生活、住宅、教育、医療、介護、出産、葬祭も含めてそういうのがあるそうですけれども、それでよろしいですか。個別に受けられる制度。保護制度。教育なら教育。医療なら医療。それだけ。

○議長（齋藤邦夫君） ちょっと、あの、質問者に申し上げますけれども、それはあの、生活保護法に基づく支援ということでしょうか。

○4番（山岸フミ子君） はい、そうです。

○議長（齋藤邦夫君） ただ、生活保護法そのものの適用は、国の行政の中で適用されるものでございますので、その点については、当局のほうでどういう考えを持っているか。その点について説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 町長答弁にもございましたように、実際の受付事務、審査、そういったものは県、町村はありませんが、市はやっております。市区町村、県が担当をしているというところでありまして、あくまでもその生活保護法に基づいて、それを受けた厚生労働省の実施要領。これに基づいて支給がなされるということで、目的に応じてと申しますか、その実態に応じて、基本的には同じ制度の中で運営をされていると、そういう理解で

あります。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 生活保護法は、南会津の保健福祉事務所が認定とかそういうことをやられていると、そういうことでありますけれども、そういうことも含めて町は承知をしていなければならないのかなと思いますのでお聞きしましたが。

あと、次に保護費は、最低限度の生活をするための費用が定められていると思いますが、働いていたり、年金を受け取ったりした場合、保護費よりも収入が低ければ、その差額を生活保護費として受給できると聞いていますけれども、それでよろしいですか。また、自家用車を所有している場合、認められる条件はどんな場合か、わかったら伺いたいと思うんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 生活保護の申請をする段階で、各種申請書類の提出を求められるわけでありましてけれども、例えばですね、保護申請書、収入の申告書、資産の申告書、同意書、家賃の証明書。それから民生委員の方の同意書。あと町が発行するものとして保護申請に伴う調査書、面接記録票、住民票、戸籍謄本、公租公課等証明書、土地名寄帳、所得証明書。こういったものに基づいて生活の実態を勘案したうえで、先ほどの奨学金のこともありますけれども、そういったその収入の認定という基準がありますので、どの部分を収入として認めるのか。そういった判断をなされて個々の保護費が決定をしていくということでございます。自家用車については、個別具体事例で、どのような場合かというと、運用的な部分もありますので、ちょっとこの場では正確にお答えできません。すみません。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） さっき、その答弁の中で、相談者の立場に立って、その橋渡し役を担っていくということを言われておりますが、答弁であります、こういうところがわからなければ、親身になってね、その相談、もし窓口で相談、まずは役場に一番先に相談に行かれると思うんですよ。本当に困ったと思った時に。その時に、こういうことがわからなければ、すぐ、親身になってね、相談に応じるあれがないじゃないですか。そこら辺のことで、そういうものを熟知したうえで対応して下されば安心なんです、そういう感じではちょっとないようなので、私はちょっとそこら辺が残念です。

次にいきます。不正受給は許せないものです。本当に困って細々と暮らしている人には大

変迷惑なことだと思います。で、生活保護受給者の多くが不正している風潮は私はいかかなものかと思います。で、日本全体では、受給資格がある世帯のうち約80パーセントが生活保護制度を利用していないと言われているそうです。去年か、去年だったか、芸能人が不正受給をしていたことが大々的に報じられて、それをきっかけに受給者への冷たい目が注がれ、生活保護を受けるための制約が強められているということが聞きます。年金よりも保護費のほうが高いということで、保護受給者を羨んだり、非難めいたことを言ったりしていることを耳にしますけれども、保護を受けず、保護費よりも低い額の年金で細々と暮しておられる人が数多くおられます。不安を毎日抱えておられます。そして、ちなみに国民年金の平均受給額は4万9,000円と聞きます。女性の厚生年金の平均の受給額は12万円と聞きます。自分に置き換えた時に、これで生活ができますか。まあ、この年金や生活保護は国が関わるものでありますけれども、生活保護制度は生活困窮した時の最後のセーフティーネットです。自治体の役目、また政治の役目は、この生活弱者の暮らしを守ることが使命ではないかと思います。生活保護制度の問題は国ですが、まず第一に相談窓口となる担当課、さっきも言いましたが、担当者はそういう方の申請または相談、生活相談に訪れた時に、本当にあの、本人がもう、生活保護を受けるのは、いろいろ、まわりの人の目もあるし、すごく年寄りには委縮をしております。本当にギリギリで頑張ってます。そういう高齢者なり、生活弱者の方が役場に行った時に、本当に親身になって対応していただけるかというところが私は、考えてこの質問をしたわけなんですけれども、これ、先ほど言いました、いろんなあの、生活保護に、困窮した時に、生活に困窮した時に、こうしたらいいんだよと、こうしたらもうちょっと楽になるんじゃないかという、細かなその情報提供をするぐらいの配慮が必要だと思います。これは大げさな言い方かもしれませんが、そういう権利を取り上げるようなことがないように、この役場、自治体の担当者の役割を担うことを望みます。

最後に、町長の答弁を求めます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、山岸議員が懸念してられるようなことがないように、私どもはそれぞれ対応しているというふうに思っております。当然、職員も、先ほど言いましたこの生活保護の制度に関しては、県のほうが対応しているわけですが、実態のそれぞれの個々の、この只見町に住む、一人暮らしであったり、年寄りであったり、その他いろんな、各般の中で生活弱者に対する情報や認識、把握は、民生児童委員を通じた把握であったり、

尚且つ、隣近所の人の連絡であったり、それが受ければ当然、保健師含め、いろんな形の中で実態調査をしながら相談を受けて私はやっているというふうに認識を持っております。ですから、今、それぞれ、世間に起こるような、危惧される、またはあってはいけないような事例もあるわけですが、私どもにとってはそういった事例がないように、当然、制度としてのきちんとした運営と、または我々自治体としての役割と、そして、先ほど最後に申し上げましたような、県に繋ぐべきことは県に繋いでいく。そういったことについては、議員がご懸念しているようなことに対しては、極力ないように、いろんな地域の方々の協力を得ながら取り組まさせてもらっているというふうに思っております。

先ほどらい、いろいろと少子高齢化の問題、それからまた、いろんなあの、議員の立場の中で、日頃の活動の中で受けとめている実態に対して、町の対応を改善を求めておっしゃっていただいているわけでありますが、先ほども絵に描いた餅という言葉がありました。やはりですね、スタッフも一生懸命やっております。ただそれが具体化し、予算化されて実行されていくまでには地域の方々ともいろいろ相談積み上げて、実務的なことをクリアしていく、そういう状況をつくりあげていくには、それなりの時間も必要だし、そういったことの上でまた議員が望まれているような形が整っていくのかなど。なかなかあの、議員の思うようなスピードの中で行政対応できないものもあるかもしれませんが、それはそれに向かってですね、方向性を同じくして取り組んでいるわけですから、そういったことも含めてご理解いただきたいと同時に、ひとつひとつの事案も含めてですけれども、今、町がはたして、高齢化、高齢者対策、高齢者福祉の施策をどういう分野に、どういう量目で展開しているのか。また少子化対策に対してもどういう教育の、学校教育も含めて、どういう予算化をして、どういう事業を展開しているのか。また改めて総合的にですね、見直していただいて、継続性と同時にまた新たに取り組むべきことは取り組んでまいりますけれども、そういう全体の把握の中で、いろんな議員の立場から、改めてまたご意見をいただければなというふうに思います。

○4番（山岸フミ子君） 終わります。

ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、4番、山岸フミ子君の一般質問は終了いたしました。

暫時、休議をいたします。

休憩 午後 1 時 4 5 分

再開 午後 3 時 1 5 分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 7 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 2、議案第 7 0 号 只見町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付の許可をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第 7 0 号 只見町個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

この条例であります、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。番号利用法とかマイナンバー法とか言われております。この法律の施行に伴いまして、町の関係条例であります只見町個人情報保護条例。これの一部改正をお願いをするものであります。

内容であります、第 1 条といたしまして、特定個人情報。これは先ほど申し上げました番号利用法に規定をされております用語であります。これを追加をするという内容であります。

第 2 条は、情報提供記録等の用語の定義。こういったものを追加するものであります。併せまして、今申し上げました用語、追加をすることによりまして、関係所要の修正を行う内容であります。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） これ、今配られた資料。資料を配って、どういうふうに見るんだ。

これ。今の時間内に。これに対して、事前の資料配付ということで前にも要望したと思いますが、そういうのは全然受け入れられないで、今回も議会は進行していくんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長、資料の説明をお願いします。

○総務課長（新國元久君） 大変申し訳ありません。今お配りをした資料であります。議案第70号の条例の新旧対照表であります。ご覧をいただきまして、真ん中から左が改正後、右が改正前であります。

〔それくらいわかってる〕ほか、発言する者あり〕

○総務課長（新國元久君） ただ今申し上げました個人情報保護条例。国の法律の改正に基づきまして用語を加えるという内容の条例であります。その詳細な資料として今お配りを差し上げました。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） そういう資料として配るのであれば、これから事前に配っていただくとうれしいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに、質問ございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 基本的な話をお済いするようで申し訳ないとは思いますが、要はあの、俗に言われるマイナンバー法ということで、個人に番号を振る。そして、個人の情報を把握するということでしょうか、合理的に使うということの、国の法律を受けての改正だということでしょうか。そうであるならば、その国は、どの部分をどう改正したのか。俺なりに新聞等では読んでいますが、いまいち新聞あたりでは先んじて論評する部分もありますので、非常に心配な部分も書いてあるわけです。ちなみに読んだのは朝日新聞でございます。その中でその、個人が、その国の法律によって、銀行の口座とか、あるいは診療所の受診歴だとか、そういうことにまで発展するというような、出版物については懸念事項として書いてありますが、当局側としてのこのことについての検討というものは、具体的にあれば、少しお聞かせ願いたいんですが。なければ、まあ、ないでしょうな。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今おっしゃいましたとおり国の法律の施行によるものでありまして、内容はおっしゃったとおりであります。社会保障、年金であるとか、医療であるとか、福祉。そして税。税は税務当局に提出する申告書等にも使えると。必要だということでありまして。そういったことで、従来からお話がありますとおり社会保障と税ということで国が進めております制度であります。その改正に、その法の施行に伴いまして本条例の改正をお願いをするものであります。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まったく、よくわからない話、ご迷惑かとは思いますが、今、税の申告等出てきました。人によってはですよ、複数の口座持っておったりするわけです。そういった口座の管理なども前提にされて、この法律が施行されたのかどうなのか。その辺は新聞あたりでは非常に曖昧に書いてありますが、その辺、まあ、いわゆる町の見解としては、現段階での話で結構ですが、念のためにお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 私も新聞報道等で聞いてはおりますが、おっしゃるとおり、一人が複数の口座を持っている場合に、それが個人のマイナンバーは一つでありますから、それを名寄せのような形で、よるものだというふうには私は考えてございました。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） このマイナンバーというのは、一人の人に12桁の番号をつけて管理するということなんですけど、今、テレビや新聞等で毎日のように報道されてますが、良い面と悪い面とあると思うんですよね。この只見町個人情報保護条例。保護っていうのは、個人情報保護っていうのは、今言われているようなマイナンバーの危険性、情報漏れはどうか。それから、なりすまし詐欺のことがよく言われてますけれど、そういうものはどうかということ。その保護条例。個人情報保護って、保護ってそれで、その、あれで、保護になるのかなっていう思いがあるんですが、どうですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） たしかにあの、議員おっしゃるとおり、様々なところで情報漏え

い等の報道がございます。まあ、そういったこともありますが、最大限、国はそういったことに対応しているということで、この制度進めておるものというふうに理解をしております。町の個人情報保護条例であります、それはあの、只見町の持っております情報、個人情報等の保護を目的にするものでありまして、それと国が進めておりますマイナンバー法、番号利用法ですか、これの重複する部、番号利用法の部分を除外したり加えたりするということで、番号利用法と只見町の個人情報保護条例の整合性を図るための用語と定義の追加・修正等であります。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） じゃあ、その整合性を図るためのということですが、どこがどうなのかを、今渡されて、あれしてもね、私らにはちょっと理解、わからないんですけど、そこら辺のところを説明していただかないと理解できないです。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今般の条例改正であります、繰り返しになって申し訳ありません。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。この法律の中に特定個人情報という定めがございます。さらには第2条で、町の条例第2条でお願いしております中には、情報提供記録等ということについての定義がございます。これが、今申し上げます、略称で言いますが、番号利用法。この法の施行に伴いまして、そちらのほうで適用するものについて、町の条例との整合性を図るということでありまして、そのために特定個人情報とはどういうものであるかということは今般の条例で記載をさせていただく。そしてそれに伴いまして、所要の部分の用語等の修正を行うという内容でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 3回終わったな。

ほかにございませんか。

10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 第8条の2の2項の中にあります、2行目の終わり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、とあるんですけども、これ、例えばどういう状態のことを想定していらっしゃるのか。それから、その後の業務目的以外の目的というのは具体的にどのようなことを想定されているのか。ケースバイケースとは思いますが、現時点で想定されていることがありましたら教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 8条の2、第2項の規定の、本人の同意を得ることが困難であるときということになりますと、本人の安全を守るということで前段に記載がございます。個人の生命・健康または財産の安全を守るためということですので、例えばですが、事故にあって、本人に確認することができないとか、様々なその、緊急の事態で本人に直接確認ができる場合でないというふうに考えてございます。あとは特定個人情報、業務目的以外の目的のために利用するということになりますと、本来、法の定める目的以外に利用するというとかというふうに考えておりました。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） すみません。よくわかりませんが、この個人、先ほどの説明だと、その国の基準に合わせて文言の整理とかいろいろおっしゃいましたが、そのセキュリティーの面では、改正後と改正前での、例えば安全度が高まるとか、そういう部分ではどうなんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） セキュリティーについては、条例の改正によって、特段、変わるものではないというふうに考えております。しかしながら、やはりあの、先ほどのご質問にもございました情報漏れ等ございまして、これには日々、国も、あるいは自治体も努力をしておりますので、そういった意味でのセキュリティーの向上はございます。そういったことでありますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

3回目です。

○7番（酒井右一君） 極めて具体的な話をします。この基になっている国の法律を熟知しておられなければ、条例にはまあ、なかなか参入しにくいと思うわけで、基になっている法律の内容を知りたいわけですが、具体例の中で、例えばですよ、例えば、極端に具体例を申し上げます。確定申告などを行う際に、税務署がマイナンバーを使って、個人の銀行口座を、銀行に対して、資料収集できるか、できないか。極端な例ですが、どうでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 国税当局のお話でありますので、私の私見で申し上げるしかない

ということでお断りをさせていただきますが、通常はないのではないのかなというふうにご考えてございます。調査に入るといような場合には当然あるかと思いますが、通常の段階では今現在そういった利用は聞いてはおりません。ただ、相続税等ではそういった利用はあるものというふうには私は考えておりました。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 第22条の3項に、実施機関は第2項の規定により、前2項の規定により、費用を負担する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、費用減額または免除することができるという内容ですけれども、これは、どなたが、どんな基準で決めるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 22条であります。費用負担の定めであります。個人情報の開示請求をして、町に対してであります。個人情報の開示請求をして、情報の写しの交付を受ける者は、実施機関が定める額の当該写しの交付をする費用を負担しなければならないというふうにご覧いただけます。そういったことありまして、個人情報の開示請求をした場合に、その写しの費用を負担するということがございまして、そういった場合には今の第3項であります。経済的困難その他特別な理由があるときは規則で定めるところにより負担すべき費用を減額することができるという内容でありますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） もう一度あの、10番、質問事項、繰り返してください。

○10番（石橋明日香君） 規則で定めるところにより、というのは勿論、書いてあるのでわかりますが、どなたがというのは、じゃあ規則が決める。じゃあ、その規則に、どんな基準によって、経済的困難かっていう判断基準が書かれているということなのであれば、それを教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 規則で定める基準であります。今般、条例を改正をいたしまして、そういった基準を規則で定めることになろうというふうにご覧いただけます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかに。

3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） 単純な質問なんですけども、住基カードの番号と、今度、マイナンバーの番号というのは同じものなんでしょうか。違うんでしょうか。それで、なんか今度、郵送されてくるっていうの、話聞いてますけども、あれ見ると、やっぱり写真入ったりなんか、してたと思うんですけど、そうでもないんでしょうか。その辺ちょっと。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今現在、住基カードを持っていらっしゃる方の番号と、今度通知があるマイナンバーの番号の整合性です。それはあの、従来の番号ではなく、新たに12桁の番号が振られるというふうに理解をしてございました。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） となりますと、今まで使っていた住基カードはもう使えなくなるというのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今お持ちの住基カードはその有効期限内は使えると、有効期限がございましたので、その有効期限内は使えるというふうに承知しております。

○議長（齋藤邦夫君） その他ございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論ですか。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 本条例に反対の討論をしたいと思います。

このマイナンバーそのものが、まだ国民にも、町民にも、十分に理解されていないと思います。急に出てきた問題なので。今、テレビとか、いろんなところで言ってますけれども、もう決まってはいるんですけども、まあ、このマイナンバーは、国も町も100パーセント情報漏れがないとは言えないと思うし、また責任も取れないと思います。もし、漏れがあ

ったとしてもね。ですので、このマイナンバー制度に反対の立場から、それに関わる条例に反対します。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ありませんか。

10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 賛成討論です。

私としては、国がもう決めてしまったことなので、説明責任はしっかりと果たして、今後、していただきたいとは思ってはおりますが、個人情報保護条例がなければ保護されないわけですので、これは町としてはきちんと整備していただきたいと思いますので賛成です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第70号 只見町個人情報保護条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

賛成の方の起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 賛成多数です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第71号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第71号 只見町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第71条 只見町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

ただ今、可決をいただきました只見町個人情報保護条例の一部を改正する条例。これに関連してのもの。そして、先ほどからの番号利用法に関してのものであります。

まず、第1条であります。資料のほうで、ただ今お配りをした資料のほうでご説明を申し上げたいと思います。左側、改正後、右側、改正前であります。黒い、ちょっと太い線で囲んであるところ、区分、個人番号、そして手数料の名称、通知カードの再交付手数料、手数料の額、1件500円というものを追加をしたいものであります。10月5日から通知カードの発送作業が始まります。これは無償で全員の方に送付をさせていただきますが、それを紛失した場合の再交付の手数料を定めるものであります。

続きまして、第2条、ご説明を申し上げます。今お配りした資料の裏面になります。これも太い線で囲んであるところが改正であります。左側、改正後であります。右側の住民基本台帳カードの交付手数料、そして住民基本台帳カードの交付手数料（再交付）とございます。これが先ほどらいお話がありますように、これは現在発行してあるものはそのうち使えますが、28年の1月からは新たに個人番号カードということになります。つきましては、28年1月の施行になります。それ以後は住民基本台帳カードの交付、そして再交付はないということになりますので、この部分は削除。そして、下段になります。個人番号カードの再交付手数料、1件800円とありますが、これが来年1月から個人番号カードを交付するようになりますので、初回は無償ということになっておりますが、再交付については800円かかるということで、その規定をさせていただきたいものであります。

以上、只見町手数料条例の一部を改正する条例、ご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第71号 只見町手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第72号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第72号 只見町子育て支援・少子化対策の推進に関する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） それでは、議案第72号 只見町子育て支援・少子化対策の推進に関する条例につきましてご説明申し上げます。

こちらは条例の新設をお願いするものでございます。

まず第1条としまして目的であります。結婚や出産に関する個人の考え方の変化や経済的に不安定な若者の増加による未婚化や晩婚化の進展、子育てへの負担や不安から、急速に少子化が進行し、人口減少している状況に対して、結婚、出産及び子育てに対する負担や不安を取り除き、少子化の流れに歯止めをかけていくために、結婚、出産及び子育て支援について、基本理念を定め、並びに町、事業者、結婚や出産及び子育て支援活動団体及び町民の責務を明らかにするとともに、結婚、出産及び子育て支援に関する施策の基本的事項を定め

ることにより、急速な少子化の進行に対して、結婚、出産及び子育てしやすい環境を整備し、次代を担う子ども、保護者及び地域の未来に希望が持てる地域社会の実現に資することを目的とすると、こういった目的であります。第2条以降、用語の定義であります。それから第3条としまして、基本理念としまして、第1号の子どもの権利及び利益を最大限に尊重すること。以下、裏のページ、第6号まで基本理念を定めるものでございます。それから第4条以降、それぞれの責務を明らかにするというところで、第4条で町の責務、第5条で保護者の責務。こういったことを規定をしたいというふうに考えております。それから第6条以降であります。それぞれ関係する方々の役割について規定をするものでありまして、町民、事業者、学校等、子育て支援団体。こういったそれぞれの方の役割を規定をさせていただきたいというものであります。それから第10条にまいりまして、子ども・子育て支援事業計画。こちらは27年3月に議決をいただいた計画でございますけれども、この計画に沿いまして事業の推進を図っていくといったようなことで、事業計画の位置付けをここで行っております。それから第11条は推進体制の整備ということで、体制の整備について謳っております。それから第12条としまして生活環境の整備。こちらは犯罪、交通事故、そういったものから子どもを守っていく。そういった規定をしております。それから第13条につきましては就業の支援であります。第14条は相談体制の充実と拠点の整備について規定をしております。15条は、こちらは母子保健医療等の情報提供ということで、相談その他必要な施策の実施について規定をしております。次のページにまいりまして、第16条であります。児童虐待防止等の推進について規定をしております。それから経済的負担の軽減ということでございます。18条につきましては少子化対策の仕組みの整備の推進。こういったことでございます。第19条につきましては子育て支援の場の充実ということで、子育て家庭が相互に交流するような機会を持てるように実施に努めると、そういったような規定でございます。20条は健やかな成長の促進ということで、様々な活動を通じて、そういった提供をして、様々なその活動の場の提供をしてまいるような内容となっております。21条につきましては教育及び啓発ということで、この条例についての意識を深めるような規定となっております。それから第22条におきましては、財政上の措置ということで、こういったような既定の施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるといったような規定になってございます。

こういったような内容であります。先ほど説明しましたように平成27年3月に策定を

しました子ども・子育て支援事業計画。この中におきまして、子育てを地域全体で支える町・只見。こういったテーマを掲げておりますので、町の大きな課題の一つであります子ども・子育て支援につきまして、その方策でありますとか、実効性の確保に関わる基本的事項などをこの条例で定めさせていただきたいと、そういった内容の条例でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 例えば、この条例の、いくつか、そういうところあるんですが、17条の経済的負担の軽減。子どもの医療、教育、保育等に係る費用の負担軽減その他の必要な施策を実施するということは、これの中で具体化していることなんでしょうか。であれば何ページでしょうか。この中になければ、どうやって、やっていくんでしょうか。細目についてお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 第17条の経済的負担の軽減というところでございますけども、計画のページということでございますが、いくつかあるんでございますが、例えば38ページからですね、38ページ、保育料の軽減対策。こういったものでありますとか、40ページ、子宝祝金の支給事業。それから41ページ、子ども医療費助成事業。不妊治療費助成事業。それから44ページになりますが、重度心身障がい児の介護手当事業。同じく44ページ、療育児童の通院交通費の給付事業。こういったような経済的負担の軽減の事業に取り組んでいくと、そういった内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） そうしますと、この条例を具体的に実施していくためには、例えば財源とか、その組織であるとか、いろいろその条例については規則だの、要綱だの、いろいろつくらないと実施ができないと、こう思うんですが、今説明された、俺も実は見ておったんですが、これはあくまでも事業計画であって、具体的な実施の手順ではないわけです。例えば、44ページって言われましたが、例えばその、障がいの児童、その家庭の支援充実はその、現行の制度の中で行われて、どの程度の範囲を指しておるのか。はっきり言えば、この条例に定める一つずつの事業のやり方、あるいは財源について、何を見たらいいのか。それをまあ、聞きたいということなんです。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 個別具体的なその事業でありますとか、財源について、どこに規定をされているかというところでありますが、冒頭説明をさせていただきましたが、子ども・子育て支援事業計画。これの方策、実効性の確保に関わる基本的事項を条例で定めるということでありまして、条例の中では基本的事項について条例で定める。でありますので、それ以上のことについては、実際にその、具体的な事業を立案して、予算化をしていく中で、個別に検討させていただくというものになります。

○議長（齋藤邦夫君） 3回目です。

酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 先ほどのその個人情報に係る説明もそうですが、やはりその、条例だけ先に決めておいて、要綱・規則なるものは後だということだと、なかなかその事業計画見ても、これは、理念、概念のような感じに見受けるわけですが、これはいずれその、規則なり要綱なりを定めて実施する部分というのは、この条例の中では出てくるわけですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） この条例につきまして、この条例全般を捉えた規則なり要綱というものが、必ずしも必要なものではございません。ただ、その事業によっては、例えば補助金交付事業といったものを考えましょうといったときには、当然その補助金交付要綱、そういったものをこの条例の趣旨に反しない範囲で立案をしていくということになりますので、全てを網羅した規則というものができるといようなイメージではないかなというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） 1点お伺いをいたします。

具体の事業は、例えば、今後の少子化対策、いわゆる総合戦略あたりに、いくつかこう、入ってくるのかどうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 今回、条例を提案させていただいた段階でありますので、明確にその、このように決まっているという段階ではございませんけれども、例えば町の実施計画でありますとか、今年度、策定をしております町の振興計画。そして、地方創生計画の

地域戦略。そういったものともリンクをしていくことになりますので、そういったものの考え方として、この条例とも、趣旨としては整合性を図った中で計画を作って、それに応じた事業展開を図っていくということになってこようかと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第72号 只見町子育て支援・少子化対策の推進に関する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第73号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、議案第73号 只見町子育て支援・少子化対策推進基金条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第73号 只見町子育て支援・少子化対策推進基金条例について説明させていただきます。

内容的には先ほどの72号とも関連をしていく内容でございます。

第1条としまして、子育て支援・少子化対策の実施及び子育て環境の整備のため、地方自治法の規定に基づきまして、この基金を設置をしたいというものでございます。第2条の積

立であります。基金の額は8,123万6,264円とするということでありまして、こちらの原資につきましては、町が保有をしておりました東邦銀行株の一部を売却をして、それをこの基金の原資というようなことで、この金額となつてございます。2項としまして、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てをすることができるというような規定もございます。それから、第3条、基金の管理。こちらは当然のことではありますが、金融機関への預金その他最も確實、有利な方法によって保管をしていくと、そういう規定でございます。第4条につきましては、基金繰入をできるというふうに、基金に運用益、利子は一般会計予算に計上して繰り入れるという内容でございます。それから第5条、繰替運用。こちらはあの、財政上の必要に応じて現金を歳入歳出現金に繰替えて運用することができる、という定めでございます。第6条であります。基金の処分。この基金は、只見町子育て支援・少子化対策の推進に関する条例に基づきまして、町が実施をする子育て支援、少子化対策事業に充てる場合に処分することができるということでありまして、先ほどの議案第72号に基づいたその事業、こういったものに充ててまいりたいと、そういうものであります。第7条、委任ということで、このほか基金の管理に必要な事項は町長が別に定めると、そういった内容でございます。

以上、議案第73号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） この基金、つくるのはよろしかろうと思うんです。しかしその、事業実施としてまだ事業が確定しない8,100万。基金が増えるわけですね。それから一般質問で申し上げました今年の財政調整基金の積立額は7,241万4,000円。基金が増えていく。つまりあの、ちょんまげの時代で言いますと、その年にいただいた年貢については、その年に住民に返すというのが原則であります。どうもその、基金だけ増えておって、これも、その具体的な事業が、具体的に説明なかったです。総務委員会でも。とりあえず、これを100万円の基金にしておいて、あとはその、残りは、8,000万は一般財源にして、いわゆる、先ほど申し上げた、例えばですよ、私が申し上げた施策に使うとか、そういうそのお金の使い方ないんですか。これ、監査あたりでも。いや、これ、ひとつ質問です。それからあの、監査あたりでは、この基金が増えていくことについて、監査部局からの注文はないんでしょうか。

この2点お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

これ、やっぱり、少子化ということが、全国的にも、本町にとっても、本当に喫緊の重要な課題ということで、現在、直近の合計特殊出生率は只見町が1.58でございます。平成20年から24年の厚労省の人口動態統計では、出生数の年平均が28人でした。それが、今はどういった状況になっているかという、何人かの議員の方もおっしゃっていただきました。来年、小学校に上がるのが32として、その後、25、21、26、16、26、17、20。27年は20というのは、今の把握している数字ですが、これが3地区合計です。そうすると、厚労省の統計で、人口動態で28人という年平均さえもおぼつかなくて、23ないし24。今の0歳児から。そういった非常に厳しい状況が出てまいります。そのうえで国の長期ビジョンと総合戦略では、2060年ですから、ちょっとイメージしにくいんですが、その時に国がもっていきたいのは、日本の人口1億人で、出生率、いわゆる出生率が1.8ということですが、今、東京都が1.08。高いのが沖縄県で1.9いくらでしたかな。今、全国平均が平成25年で1.43と。まあ2でなんとかまあ、トントンですから、2から増えなければいけないわけなんで、非常に厳しいものがございます。本当に国の存亡、地域の存亡という、一般質問でも何人かの議員からおっしゃっていただいたこと、まさに大事なことだなというふうに受け止めております。そのうえで、やっぱり、少子化対策・子育て支援が大事だということを改めて町の姿勢として、ここに力を入れていくんだということを条例の理念できちんと謳って、先ほど議決いただきましたので、それを絵に描いた餅にしないようにきちんと、財源手当てを、100万だけは別のほうにまわしますが、100万以外は全て、1円単位で子育て支援と少子化対策に振り向けるということでございます。7番議員おっしゃる基金の、いろんな基金がいっぱい増えて、監査委員からご指摘はなかったかということではありますが、そのことに関して特段のご指摘はいただいておりません。ただ、議員がおっしゃる、基金がただ増えていって、それが有効に活用されないのはよろしくないんじゃないかという意味でおっしゃる意味わかりますので、それは従来、昨年でしたか、休眠基金という表現の中でご指摘もいただいておりますので、それは善処いたしまして、極力活用して、有効な財源として、町の振興、住民の福祉のために使っていって、より良い地域づくりをしたいという考え方でありますので、そういったことをご理解をいただきたいと思

います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 前後の背景は、時代背景について、現在置かれる立場はよくわかりません。聞きたいのは、原資が銀行の株だということでありませう。そういう事実ひとつと、それからあの、財政調整基金。約12億円ですかね。過去最大だと思うんですね。これだけの財政基金を持っていながら、さらにこの少子化対策基金に8,000万。じかに充てなくてもいいのではないかと。あるいは、まあ、最大譲歩して、3,000万でも、5,000万でもいいのではないかと。売却した分の半分ぐらいは、いわゆる子ども・子育て関連の事業にお使いになったらどうですかと。これ、積んでおけば死に金ですが、使えば生きますよ。その辺、どうお考えですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 7番議員おっしゃるように、今回、東邦銀行さんの株を売却させていただいて、15万株ほど売却させていただいて、100万は別として全額、今回お願いしているということで、これは全額、少子化対策、子育て支援に振り向けたいということで、これはきちんと使っていきたいということでございますので、それだけ少子化対策、子育て支援は町にとって大事な課題であるという意思表示と併せて、財源の裏打ちをここでお願いしておるものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 東邦銀行株を売却されて基金をつくられたということなんですけれども、何年何月何日に、何株購入したのを、何年何月何日、15万株売却。いくらでされたのか。いつ、いくらで、何株、買ったのを、というその流れを教えてください。

それと、当初、何かしらの意図があつて東邦銀行株、保有されていたと思うんですけども、その意図は現在、なくなった、あるいは収まったということなんでしょうか。その当初の目的なりし意図と今の現状を教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 指値でやりまして、550円、一株あたりでした。7月1日だったか、6月30日だったか、ちょっと、その頃だったと思います。現在が、10番議員、私以上におわかりのように、現在100円ほど安くなってるんです。そういった状況です。あと、一番は、そもそもが昭和48年に町の指定金融機関ということでしたまして、スター

トが5万400株からスタートしてます。それから48年、あと51年、56年頃までに、大体取得してます。ですから、ほぼ額面で当時としては取得してますので、今回、それが約11倍に株価が上がっております、タイミングとしては、私、株の売り買いは全然、個人的にはしておりませんが、大切な、いわゆる町の虎の子と申しますか、大切なお金ですので、町の指定金融機関ですので、当然、指定金融機関との関係は大事にしながら、尚、現在、15万株売却した後も、5万5,869株は保有しております。そして、そういった状況でございます。そして、それを、先ほど申し上げている子育て支援・少子化対策の重要課題に振り向きたいということをお願いしておるものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 6番議員、発言をやめてください。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 今の質問に対してお答え下さい。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 売ったタイミングのご質問でした。

○議長（齋藤邦夫君） いや、その株を取得した時の、いわゆる理由だよな。

○総合政策課長（渡部勇夫君） それはあの、48年に町の指定金融機関ということで株を購入したという経過はございます。それで、その後、積み増しをしてきたということです。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 町の指定金融機関だからということで、持たれていただけなので、現在もそれは変わっていないと認識しておりますが、ちょっと私、裏事情は存じ上げませんが、なんか、東邦銀行さんとの関係がそれによって悪化するとか、気分害されているとか、そういうことは特にないのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） その点、ご心配いただいておりますが、まったくございません。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 私もですね、まあ、指定金融機関だからということで取得されたと。やっぱりあの、只見町には東邦銀行しか銀行がない。最近、支店内の職員が減ったという話も巷にはあります。私あの、やはり、郵便局あったり、クロネコヤマトあったり、東邦銀行あったりして、この町は成り立っているのかなというふうに思います。ですから、私は、老婆心ながら、やはりこうした、町を形作る銀行の株、そうしたものをやっぱりこう、なんていいますか、こういう子育て資金が、重要だということは私、全然、異論はないんですが、やはり、本当に、総合政策課長が言ったように、売却しても何ら問題なかったのかなということ私心配します。今後またお金が必要だといったようなときは、今申されました5万5,000株を売却されるような、あるいは高値で売れる時は売却されるような考えで、この東邦銀行株を運用されるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 当初、5万400株でそもそもスタートしてますので、今回、これ以上、株を売却する考え方は持っておりません。今後はあの、2番議員がご懸念されることも、十分、ご意見としてはわかりますので、今後、いろんなものが、事情が許せば、株の売り買いをするのは得意ではありませんけど、やっぱり、徐々に、そのまた、その時代の流れと共に、取得していくということも考えていくことも必要かなと思います。今般は、それだけ町の大切な、ご懸念だったり、いわゆる虎の子を使ってまでも、少子化対策・子育て支援に振り向きたいという意味のほうが強いということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第73号 只見町子育て支援・少子化対策推進基金条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第74号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、議案第74号 只見川農村公園設置条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 議案第74号 只見川農村公園設置条例、説明申し上げます。

これにつきましては、施設の新たな設置をお願いするものでございますが、まず対象施設でございますが、この施設につきましては、第2条にも記載あります位置が、只見町大字只見字町下でございますが、常盤橋の上流の右岸側、館ノ川側ですが、に整備された農村公園と公衆用トイレであります。この施設につきましては、県営の中山間地域総合整備事業によりまして、平成22年から25年にかけて、県が整備をしたものでございまして、その事業の目的は農村環境の整備、それから地域内外の交流によって農村振興を図るといったことの目的によって、この公園とトイレの整備をしていただいたものを、平成25年に町が譲与を受けまして、26年から供用開始しているものでございます。なお、この底地、土地につきましては、1万平米ございますが、只見町が今年3月において土地開発基金から買い戻しをしたこともあって、今回、設置条例をお願いするものでございます。

それでは条例の内容でございますが、第1条に目的としてございます。先ほど申し上げましたとおり、地域住民の憩いの場、都市住民の自然とのふれあいや野生生物観察の場として、また、都市と農村の交流の場として地域振興に資するために設置するものであるということでございます。第2条に名称と位置が記載あります。只見川農村公園でございます。位置につきましては只見町大字只見字町下の2594番地の33であります。施設は農村公園、公衆用トイレ。数量は農村公園が1万平米。公衆用トイレ1棟でございます。3条に、利用中止及び撤去命令を規定してございます。それから第4条以下は、現在、町の直接の管理であります。指定管理者による場合の規定を4条から裏面の8条、加えまして9条、失礼しま

した、10条に規定をしてございます。8条には使用料を規定しておりまして、使用料は徴収しないと。9条に賠償責任を規定してございます。附則として、この条例であります、公布の日から施行しまして、平成26年4月1日から適用するというようなことで、条例をお願いしたいというふうに思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

ありませんか。

8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） これ、指定管理条項ありますけど、指定管理にお出しになるんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 今回は条例上、こういう規定を設けて、将来、そういった状況になった時には適用したいというふうに考えてございます。当面、町が直接、管理をするといったことで進めたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませぬか。

3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） これ、附則にですね、26年の4月1日から適用するとなってるんですけど、これ、間違いなんじゃないですか。違いますか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） これは、この施設そのものが、平成25年度末をもって、福島県から町が譲与を受けました。よって、26年の4月1日には町の財産として規定すべきものでありましたが、先ほど申し上げました土地の権利関係、土地開発基金から町が買戻したといったこともひとつの要因であります、この時期になってしまったものでございます。なお、適正な、今が適正な条例設定の時期かと言われれば、事務処理等の遅延は否定できることではございませんので、そういった点につきましてはお詫び申し上げたいというふうに思います。よって、遡るような形ではありますが、26年の4月1日から適用というようにことでよろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませぬか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） つまんねえこと語って、時間ばっか、もったいねえわけだが、そうで

あれば、この条例だって条例議決するわけで、そうなら遡及条項かなんか入れなければ変だねえがい。これ、佐藤委員が言われるように、いきなり26年4月1日から適用するって、遡及関係の文言が何もなくていいのかな。どうですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 今、説明では遡及というふうなことを申し上げましたが、この条例そのものの交付をもって適用というようにことにさせてもらう内容でございますので、実質、遡及ではあります、そういった文言等の条例では整理はする内容ではございません。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 条例だの、法律だの、憲法っていうのは、これ普遍的なものでありまして、附則で、いつ、いつか、どう直すとかと、こう書くわけですけども、遡及がなければ、これ後で見た人が、なんだろうと思って、頭の中、整理できねえであんめえが。条例としてこれ、議決していいものか。どうでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 施設そのものは平成26年4月からの施設供用開始をしておりますので、その適用については、26年4月1日からという明記であります。しかし、この条例の交付につきましては、施行につきましては交付の日からというふうなことで整理をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） 先ほどの指定管理に関連しますけれども、使用料徴収しないというのは、これ、指定管理者に将来なった時には、これ大変ですよ。その辺は今どういうふうにお考えなんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） これはあの、本来、利益、収益を受けるような施設ではございません。目的に沿った使用管理を指定管理者にお願いするということでございますので、ここで収益をあげるというような収益施設ではないというようなことで整理をしております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 今の目黒議員のお話に関連するんですが、26年4月から具体的にここは使える状態なんです。私、ここ、しょっちゅう見ているんですが、まるっきりあの、

オートキャンプ場。駐車場はある。トイレはある。夜、電気は、街灯はついている。やはり、いろんな人がここに夜、泊まっています。まあ、たしか、これ、要は、維持費が年間70万くらいたしか、かかるようにみたんですが、違いますか。私は、なんかでこう、この維持費、ちょっと見たことあったんですが、たった今とは言いませんが、やはりあの、私は、もし、法的に可能なものであれば、1台3,000円とか、そういうことも今後検討されたほうがいいんでないかなというふうに思います。いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） まずあの、現在の管理状況であります、キャンプをされている、オートキャンプ場のようだという事をおっしゃっていただきましたけども、そういった町民からのお話もありまして、観光商工課としては、キャンプはするところではないと。様々な理由でキャンプは禁止ですよというようなことで表示看板をしておりますし、そういう規制はしているところでございます。尚、将来的にそういった活用が図られて、そういう環境になれば、そういう利用も検討していくべきかなというふうには思いますが、これはあくまでも、この目的に沿って県が整備した施設でありますので、その趣旨、本旨に基づいて使用し、管理してまいりたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 参考までのこの指定管理は、今予算取ってあります。であれば、いくらの予算が計上になっているか教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 現在あの、予算であります、平成27年度のこの施設、公園とそれからトイレも含めまして、130万でしたっけね、130ちょっと、すみません、で当初予算をお願いをして、管理の委託というようなことでお願いをしてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 3回目です。

藤田力君。

○2番（藤田 力君） 130万。私がたしか、直営でやっておられる頃に、70万だったのかなというふうに思います。私はあの、町営住宅の家賃とか、そういった細かなこと、随分まあ、過去に申し上げましたが、やはり、町も、やはり収益、経費が130万年間かかるんだから、収益がいくらでもあがるものはあげたほうがいいんでないかなと。看板設置したということなんです、私が見ているには、やはり、相当な台数停まっています。是非あの、課

長あの、そのうち確認されて、そういう時代がきたら、是非あの、入るものは入れると。で、貸すものは貸すといったような方向で検討していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） まずあの、指定管理料につきましては、繰り返しになりますが、委託料という形で、管理を直接、委託をお願いをしております。70万と言われたのは、たぶん、昨年度の金額でございます。やはり実際にあの、あれだけの広大な芝生と周辺も含めました草刈り等管理費というのは、やはり、良くしなければ人は寄り付きませんし、管理も景観も環境も不十分になりますので、そういった面なるべく、景観、環境整備に努めていきたいというふうに考えておまして、そういった金額にもなったところでございます。尚あの、収益という面につきましては、その公園の利活用そのものについて、指定管理料も含めまして、指定管理という面も含めまして、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 今、2番おっしゃいましたけれども、その関連で申し上げたいんですけども、この公園の設置条例については、クレーム付けるわけではございませんが、ただ、この公園と、そして、公園についての関連で喋りますが、萬代橋のそばの宮渕のところにある公衆便所。公衆便所。そして、あれは振興公社で管理している只見ダムのそばのあな、あれ、なんていうだっけ。そこの場所。この3箇所はオートキャンプ場によく使われているんですよ。そして、私、朝、ダムのほうに魚捕りに行く時に、車洗いしている人、よく見かけるんですけども、メーターを止める、管理がされていなければ、やっぱりあの、水道料が相当かかるのでなかろうかなってまあ、そういったことを私、以前に質問したことがあります。現在、あの8時半から仮に5時まで勤めて、それから宮渕の公衆便所もそうだけでも、水道の管理をしないと、電気料はやむを得ないとしても、私はあの、ただ、車洗い場にさせるべきではなかろうかなというふうに心配していますが、どのように考えて、今後どうされるのか。今までのことは聞きませんが、現実、そういった状況を見ておりますので、それをあれするのであれば、地元の人も行っただけで車洗いしてくるわけだから。ただやっぱり、何か方向があるんじゃないかなというふうに思うので、担当課長の考え方を聞きます。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 今ほどあの、この隣、公園も含めまして、公衆トイレ、そのほかの観光施設での夜間での水道使用というふうなことでお話いただきましたが、そういったあの、非常識な使い方をされるということは、大変あの、残念ですし、そういったことの管理、そういったものも、もう少しあの、きちっとしていく必要があるのかなというふうに改めて感じましたので、我々も含めまして、指定管理者のほうにもそういった依頼をしまして、管理徹底に努めていきたいというふうに考えます。ありがとうございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征。

○11番（鈴木 征君） 是非ともお願いします。私の言いたいのは、やはりあれだけの良い施設があるんだから、オートキャンプ場ならオートキャンプできますと。そして、料金はこうだというような、やっぱり条例化をして、そしてやったほうが、取る分は取る、使ってもらうところは使ってもらうというふうな方法のことを検討されるべきであろうということを注文つけて終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 使用しているんだから、料金を取って使用させた方がいいんじゃないかというようなご意見かというふうに思いますが、やはりあの、キャンプ場はキャンプ場として、やはり、きちっと町のほうも、その目的に沿った施設を用意してございますし、そこが安易にキャンプを張るというようなことになると、これはほかにも波及することでもありますので、防犯上、安全対策、それからそこに張り付ける人、運営、様々に影響及ぼすのかなというふうに懸念のほうが強く持たれますので、今の私の考えとしては、それはきちっと本来の使用に徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第74号 只見川農村公園設置条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第75号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第7、議案第75号 町道路線の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○環境整備課長（酒井恵治君） それでは、議案第75号 町道路線の変更についてを上程いたします。

道路法第10条第2項の規定に基づき、町道を次のとおり変更するものでございます。路線名、寄岩廣田表3号線でございます。これは寄岩地内にある町道でございます。起点に変更はございません。終点を寄岩字廣田表16番地先から18番地先に変更するものでございます。

この資料をご覧ください。75号。これが寄岩廣田表3号線、青い部分と赤い部分でございます。今度、変更についてということで青い部分を残して、赤い部分をなくすということでございます。全体延長154.3メートルで、今度新しくするには41.3メートルが残るということでございます。理由を説明いたします。次のページをご覧ください。寄岩のこれ、国道から緑でおいてきますのが、これが今度新しくする町道でございます。赤が今度なくなるということでございます。これにつきましては、寄岩の揚砂場の下流に停泊地を電源開発で造りたいというものでございます。これにつきましては浚渫船1隻、押し船2隻が入る場所を築造したいということで、その上に管理用道路も含めまして、町道、そして底地が、

停泊地の底地が農地になっておりますので、個人所有でありますので、個人所有の農地等は買収。町道もこの分、延長減するというところでございます。これも売却でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第75号 町道路線の変更については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

上着の着衣をお願いします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午後 4 時 3 8 分)